

第3期大槌町 子ども・子育て支援事業計画



令和7年3月
大槌町

目 次

第1章 計画の概要	1
1 計画策定の背景と趣旨	1
2 計画の法的根拠	2
3 関連計画との関係	2
4 計画の期間	3
5 計画の対象	3
6 SDGsの視点	4
7 計画策定の体制	5
第2章 子ども・子育てを取り巻く状況	9
1 人口や世帯などの状況	9
2 婚姻などの状況	15
3 就業の状況	17
4 人口推計	19
5 教育・保育の状況	21
6 アンケート調査結果の概要	26
7 アンケートや町の現状から見える課題	33
第3章 計画の基本理念	37
1 基本理念	37
2 基本目標	38
3 計画の体系	40
第4章 施策の展開	43
基本目標1 子育てしやすい環境の確保	43
基本目標2 ワーク・ライフ・バランスの推進	45
基本目標3 地域における子育て支援の充実	47
基本目標4 子どもの健やかな成長に向けた教育環境の充実	51
基本目標5 支援を必要とする子どもや家庭への取組の推進	53

基本目標 6 母親と子どもの健康の確保及び増進	57
第5章 子ども・子育て支援事業計画の見込み	61
1 教育・保育の提供	61
2 幼児期の教育・保育の量の見込みと提供体制	63
3 地域子ども・子育て支援事業の見込みと提供体制	67
第6章 計画の推進	81
1 計画の推進体制	81
2 計画の進行管理	82
資料編	85
1 大槌町子ども・子育て会議設置条例	85
2 大槌町子ども・子育て会議委員名簿	87
3 計画の策定経過	88

第1章 計画の概要

第1章 計画の概要

1 計画策定の背景と趣旨

我が国においては、少子化が進行する中、核家族化に伴う地域のつながりの希薄化、女性の社会進出に伴う共働き家庭の増加、就労環境や就労形態の多様化等により、子ども、子育てをめぐる環境は大きく変化しています。

また、女性の社会進出が進む一方で、就労の継続を希望しながらも、仕事と子育ての両立が困難であるとの理由により、出産を機に退職する女性が少なからず存在しているなど、出産に伴う女性の就労継続には依然として課題があります。

このような状況の中で、平成24年に認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の新たな給付等を盛り込んだ「子ども・子育て関連3法」が制定され、子どもの幼児期の教育・保育の一体的な提供や保育の量的拡充等を推進していくため、市町村ごとに5年を1期とする幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援についてのニーズを反映した子ども・子育て支援事業計画を策定することとされました。

さらに、令和5年4月に、すべての子どもたちが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども施策を総合的に推進することを目的とした「こども基本法」が施行されるとともに、これまで内閣府や厚生労働省といった複数の省庁が担っていた子ども・子育て支援を一元化するために「こども家庭庁」が発足するなど、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に実施していくことが目指されています。

本町においても、子ども・子育て支援新制度に合わせ、平成27年3月に「第1期大槌町子ども・子育て支援事業計画」を、令和2年3月に「第2期大槌町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、「子育てで 築くきずな 地域の和」を基本理念に掲げ、町内全ての子どもが等しく質の高い教育・保育サービスを受けられる環境の整備に努めてきました。

この計画は、令和7年3月で計画期間が終了することから、子育てに関わる町民の実態と意向、制度改正や子ども・子育てをめぐる国や県の動きを反映し、これまで取り組んできた施策を引き継ぎ、さらに発展・推進させるため「第3期大槌町子ども・子育て支援事業計画」を策定することとしました。

2 計画の法的根拠

「第3期大槌町子ども・子育て支援事業計画」は、「子ども・子育て支援法」第61条に基づき、市町村子ども・子育て支援事業計画として策定します。

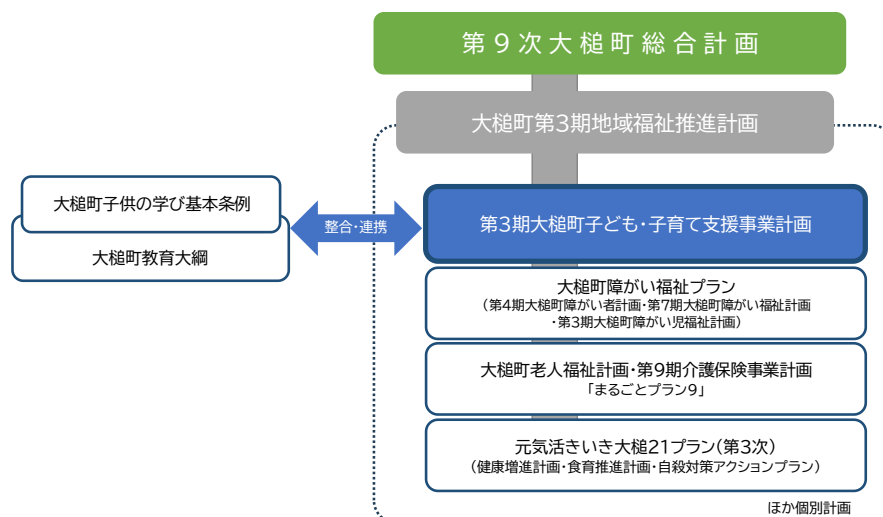
	子ども・子育て支援法
根拠法	第61条 市町村は、基本方針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。
計画の特徴	○待機児童対策を含め、子育て中の保護者ニーズに対応したサービス基盤の整備を目指す事業計画 ○幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画

3 関連計画との関係

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく、市町村事業計画です。

なお、本町では「子ども子育て支援事業計画」に「次世代育成支援行動計画」を包含し、本計画を子ども・子育てに関する総合計画として位置付けるものとし、これまでの少子化対策と子育て支援への施策の方向性を持続・継続していくため、次世代育成支援行動計画の内容を本計画に可能な限り引継ぎ、「次世代育成支援対策推進法」に基づく市町村行動計画の性格を持ち合わせることにします。なお、「母子保健計画」の内容も踏まえ一体的に策定しています。本計画は、本町における町政運営の基本方針である「第9次大槌町総合計画」の分野別計画として、子ども・子育て支援に関する専門的・個別的な領域を受け持つ計画として位置づけています。また、本計画は上位計画である「地域福祉推進計画」、関連計画である「健康増進計画」、「障がい福祉プラン」や「大槌町子供の学び基本条例」、「大槌町教育大綱」などとの整合・連携を図ります。

■計画の位置付け図



4 計画の期間

第3期大槌町子ども・子育て支援事業計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。なお、状況の変化により、必要に応じて計画期間の中間年を目安として計画の見直しを行う場合があります。

■計画の位置付

R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
第2期 子ども・子育て支援事業計画					第3期 子ども・子育て支援事業計画				
				見直 策定					見直 策定

5 計画の対象

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づき、すべての子どもと子育て家庭を対象にするものです。

また、この計画において「子ども」とは、概ね18歳以下、「小学校就学前児童」とは、小学校就学前の子どもを指します。ただし、施策の内容により、必要に応じて対象年齢に幅を持たせるなど、柔軟に対応します。

6 SDGsの視点

SDGsとは「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）」の略で、平成27年（2015年）9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された平成28年（2016年）から令和12年（2030年）までの国際目標です。

持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っています。

SDGsは発展途上国のみならず、先進国も取り組む普遍的なものであり、町の総合計画においても、施策の企画・立案・実行の各過程において、SDGsの理念に配慮し、17の目標のうち計画の施策展開に深く関わる目標との関連性を示しています。

本計画においてもSDGsの視点を意識して、こども・若者に関する取り組みを推進していきます。

■持続可能な開発目標(SDGs)の17の目標



資料：国際連合広報センター

■本計画に関連する目標



7 計画策定の体制

本計画は、子どもや子育てを取り巻く状況を踏まえた上で、多様な視点を反映するため、次のとおり策定を進めました。

(1) 子ども・子育て会議の設置

計画の策定にあたり、市町村においては、子ども・子育て支援施策が地域の子どもや子育て家庭の実情を踏まえて展開されるよう、関係者の参画を得て「子ども・子育て会議」を設置することが求められています。

本町においては、「大槌町子ども・子育て会議」を設置し、健康福祉課が事務局を務める中で、委員が計画内容の検討・審議を行い、会議における意見の計画への反映を図りました。

(2) アンケート調査の実施

大槌町の子ども・子育てに関する実態とニーズを把握するため、小学校就学前児童及び小学生の保護者を対象に実施し、計画の策定と今後の子育て支援を展開していくための基礎資料としました。

■調査の実施概要

調査対象者	① 小学校就学前児童を持つ保護者 450人 ② 小学生（6年生まで）を持つ保護者 550人
調査期間	令和6年2月
配布、回収方法	① 郵送による配布・回収及び教育・保護施設での配布・回収 ② 小学校を通じて配布回収

■配布・回収結果

調査対象者	配布数	回収数	有効回答率
小学校就学前児童を持つ保護者	450 件	172 件	38.2%
小学生を持つ保護者	550 件	344 件	62.5%

※統計学上、アンケート結果の標本誤差は±5%以内（前後 5%のブレ）であれば、信頼できる結果とされています。小学校就学前児童を持つ保護者（4.6%）、小学生を持つ保護者のアンケート（4.1%）となっています。

第2章 子ども・子育てを取り巻く状況

第2章 子ども・子育てを取り巻く状況

1 人口や世帯などの状況

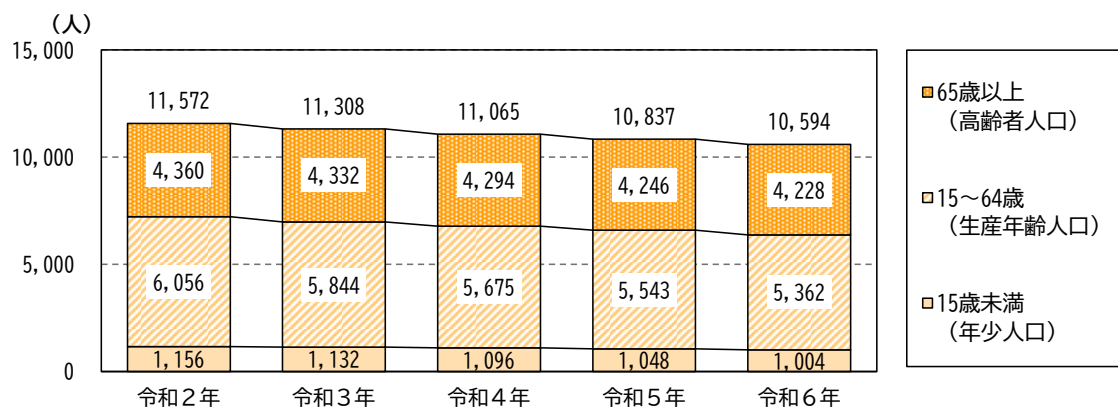
(1) 人口の状況

本町の人口は減少傾向で推移し、令和6年4月1日現在では、10,594人となっています。

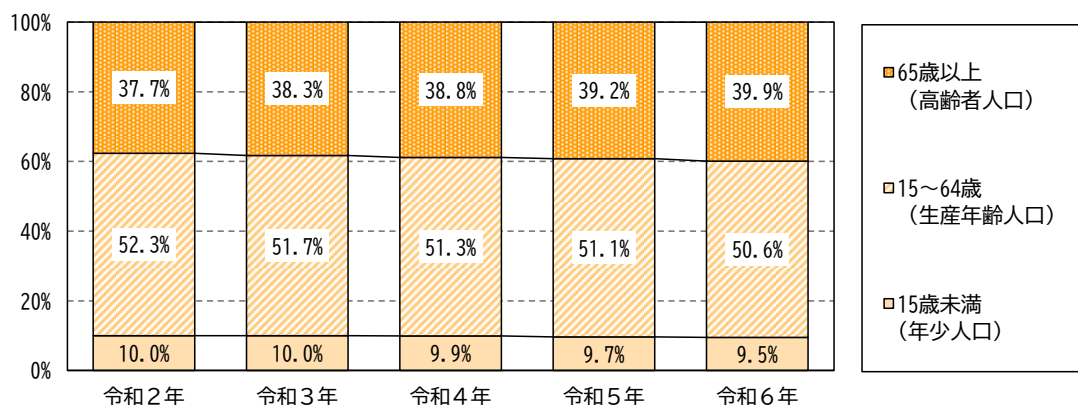
年齢3区分人口では、15歳未満の年少人口、15～64歳の生産年齢人口、65歳以上の高齢者人口でいずれも減少傾向となっています。また、年齢3区分人口構成では、15歳未満の年少人口割合、15～64歳の生産年齢人口割合は減少傾向、65歳以上の高齢者人口割合（高齢化率）は増加傾向で推移していることから、少子高齢化が進行しています。

さらに、令和6年4月1日現在の人口ピラミッドをみると、年少人口が少なく将来の人口減少が予測される「つば型」となっています。また、70歳から74歳の人口構成が最も多く、年齢構成が高齢化している様子がうかがえるとともに、今後数年間で後期高齢者の増加が見込まれます。

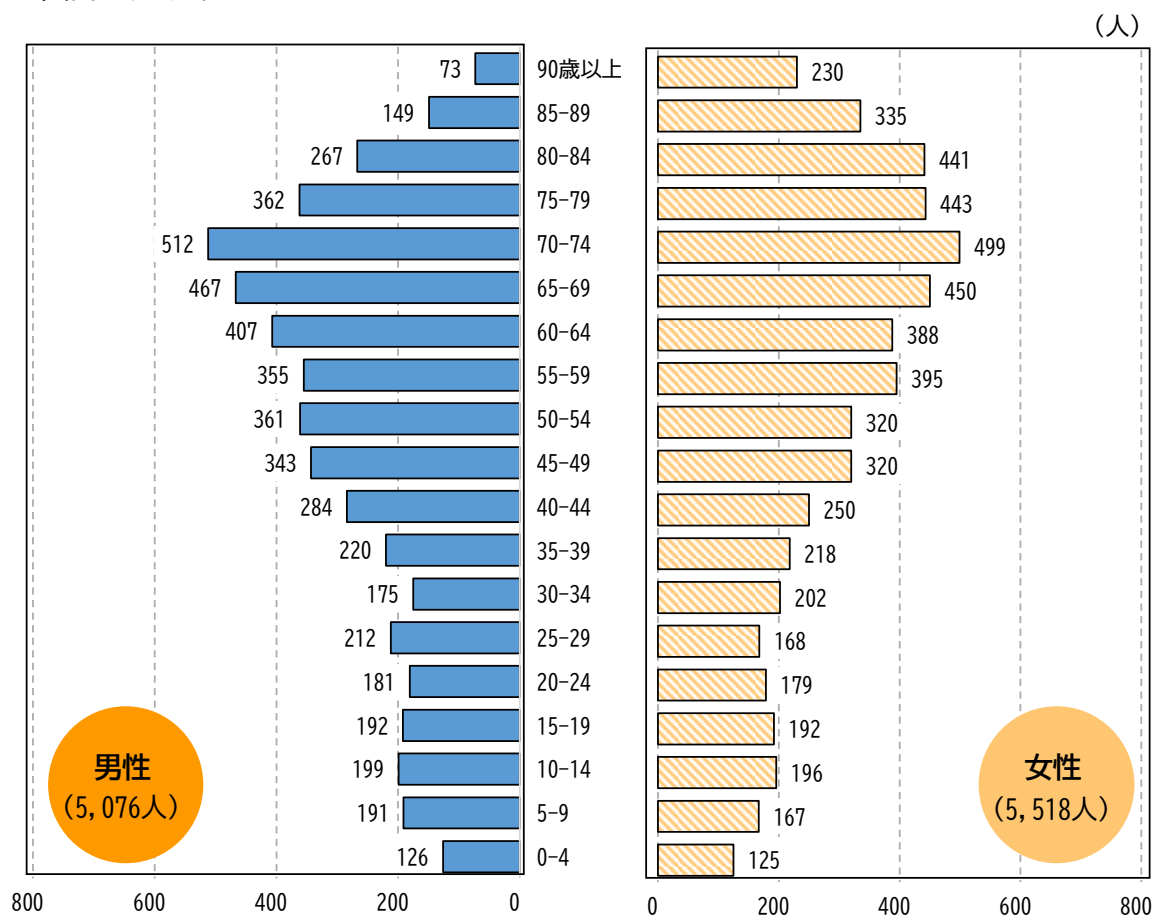
■年齢3区分別人口



■年齢3区分別人口割合



■人口ピラミッド

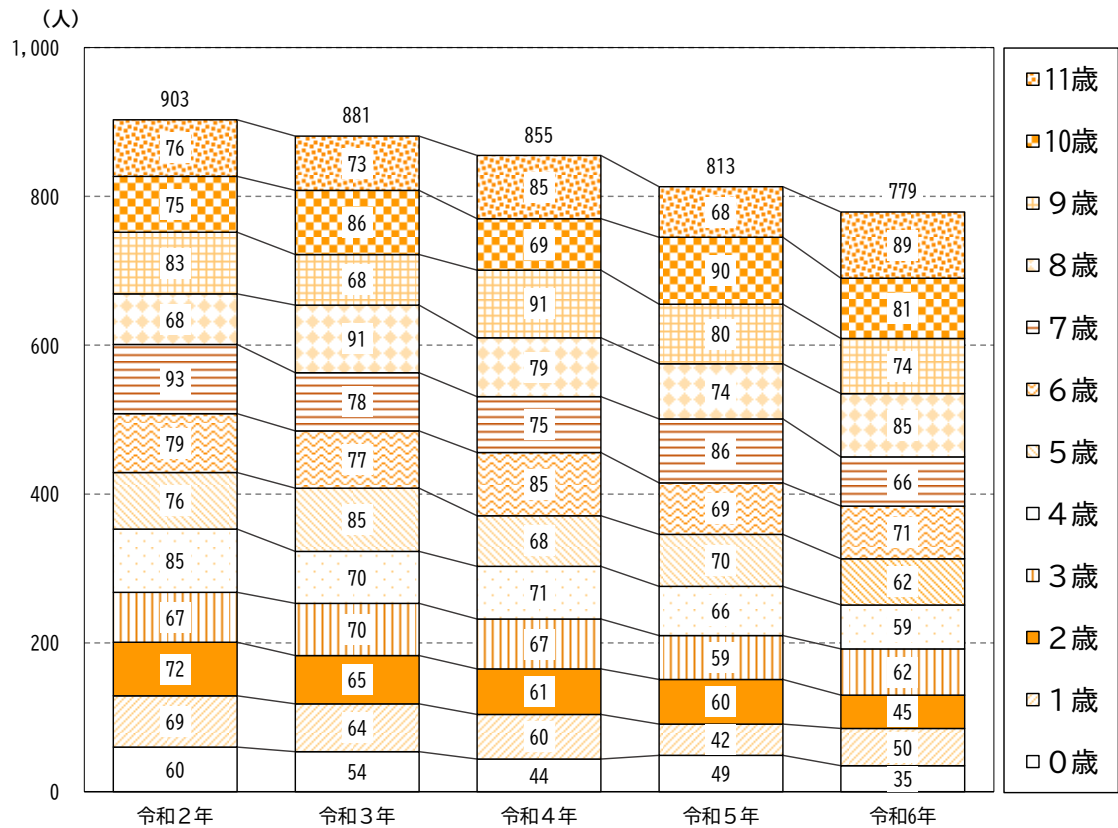


資料:住民基本台帳(令和6年4月1日現在)

(2) 児童数の状況

11歳までの児童人口の推移をみると、減少傾向で推移し令和2年に903人であった児童数が、令和6年には779人となり、124人の減少となっています。

■児童人口



資料:住民基本台帳(各年4月1日現在)

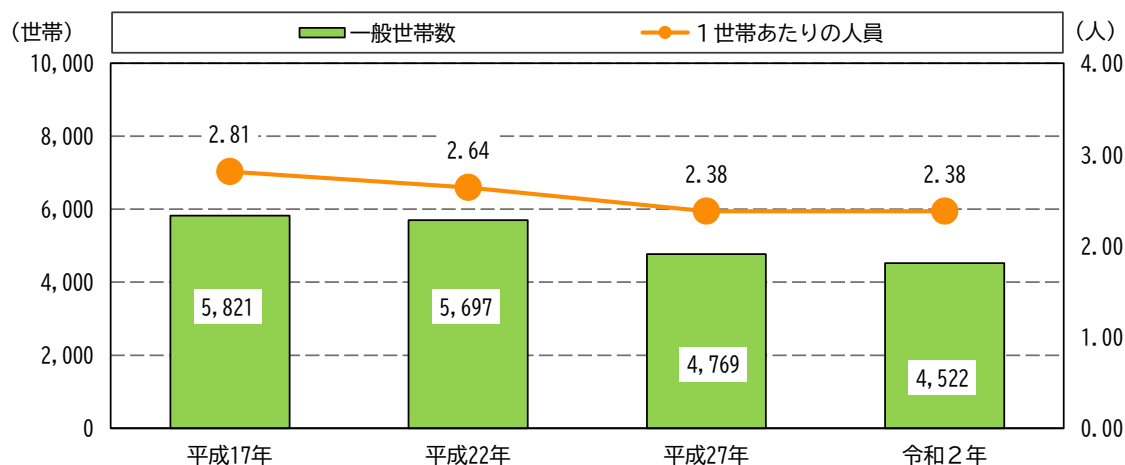
(3) 世帯の状況

世帯の状況は、減少傾向で推移し、令和2年の世帯数は4,522世帯となっています。

また、核家族化の進行や単身世帯の増加から1世帯あたりの人員数は減少傾向で推移し、平成17年から令和2年の間で0.43人減少しています。

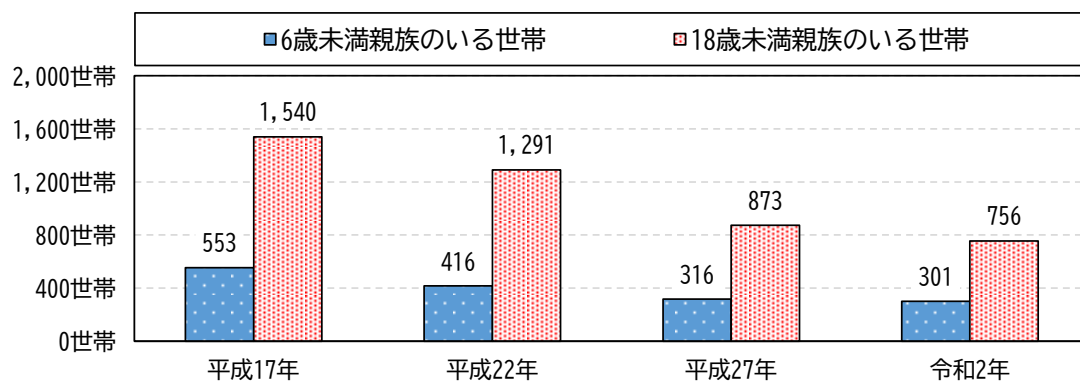
児童のいる世帯でみると、6歳未満親族のいる世帯、18歳未満親族のいる世帯ともに減少傾向で推移しています。

■世帯



資料:国勢調査

■児童のいる世帯



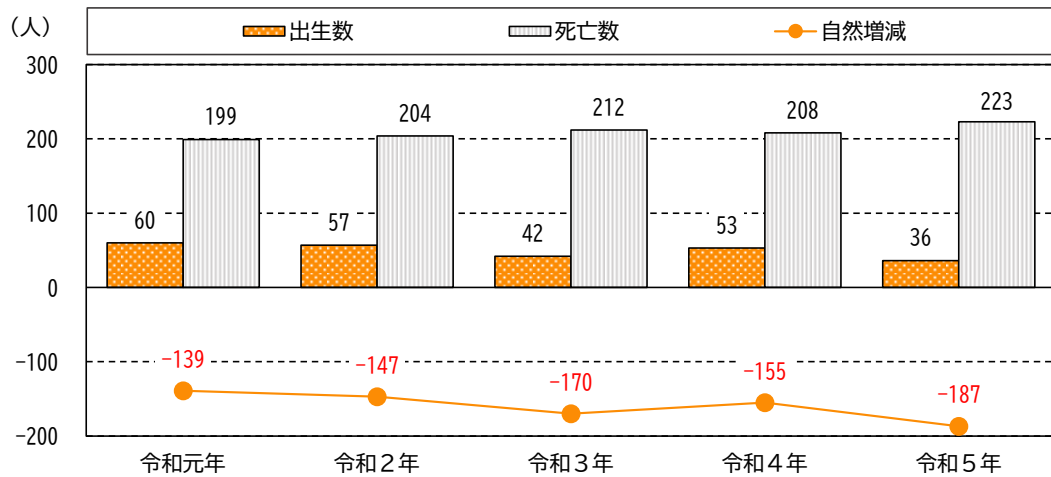
資料:国勢調査

(4) 自然動態・社会動態

出生数と死亡数の推移をみると、常に死亡数が出生数を大きく上回っており、令和5年の自然増減は、マイナス187人となっています。

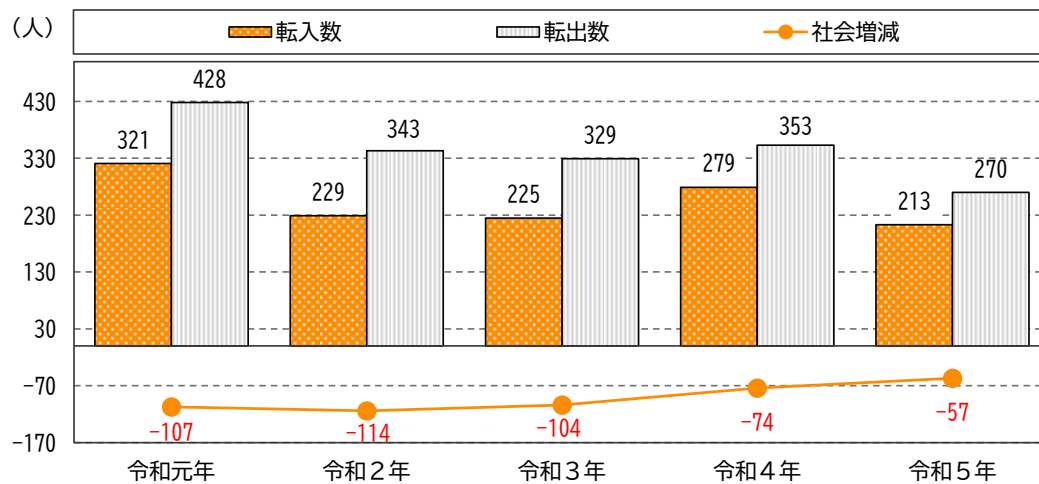
転入数と転出数の推移をみると、常に転出数が転入数を上回っており、令和5年ではマイナス57人となっています。

■自然動態



資料:健康福祉課・町民課データ

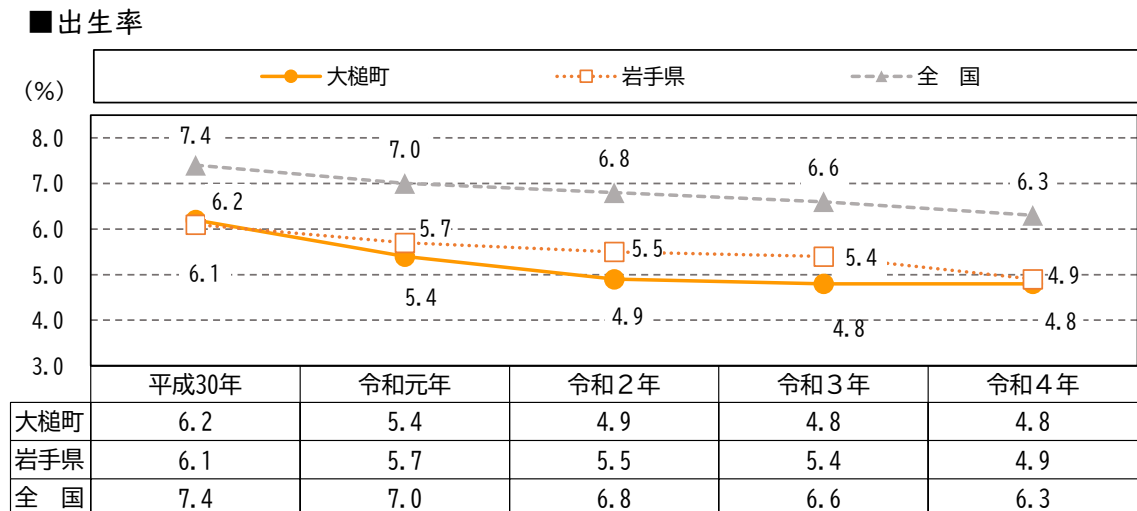
■社会動態



資料:岩手県人口移動報告

(5) 出生率の推移

出生率は、令和元年以降から全国、岩手県と比較し低い値で推移し減少傾向で推移しています。

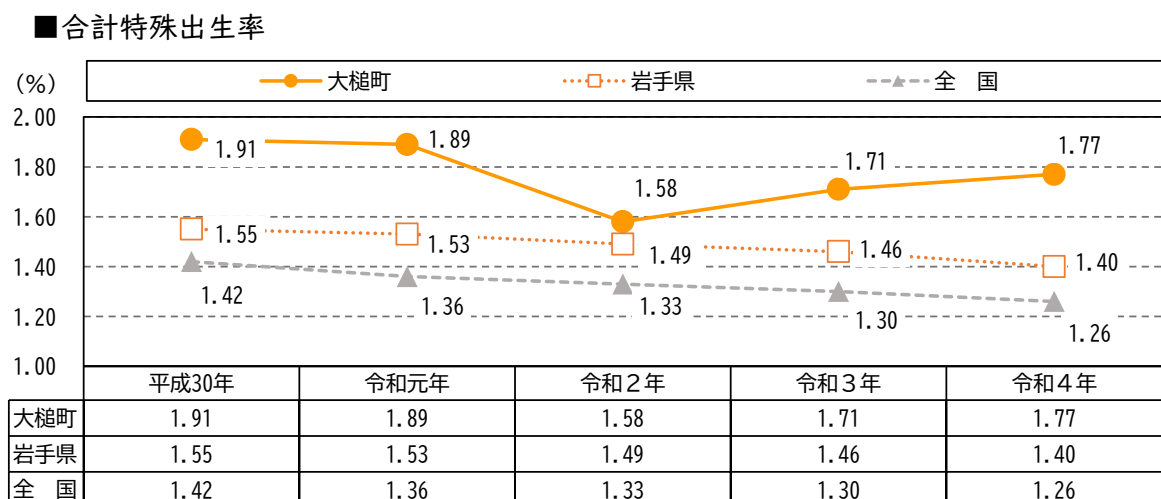


資料：岩手県保健福祉年報 国は人口動態統計(確定数)人口千人対

※出生率：年間出生数の人口に対する割合で、1,000人に対する出生数

(6) 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率は、全国、岩手県より高い数値を維持し推移しており、令和4年では1.77となっています。



資料：岩手県保健福祉年報 国は人口動態統計(確定数)

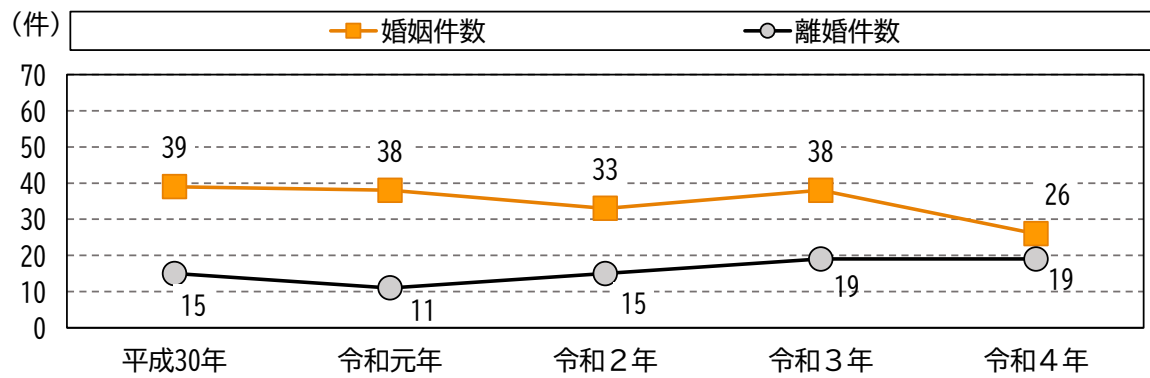
※合計特殊出生率：一人の女性が一生の間に生むとされる子どもの数を表す数値

2 婚姻などの状況

(1) 婚姻・離婚の状況

婚姻件数は、減少傾向で推移し、令和4年では26件、離婚件数は、増加傾向で推移し、令和4年では19件となっています。

■婚姻数・離婚数の推移



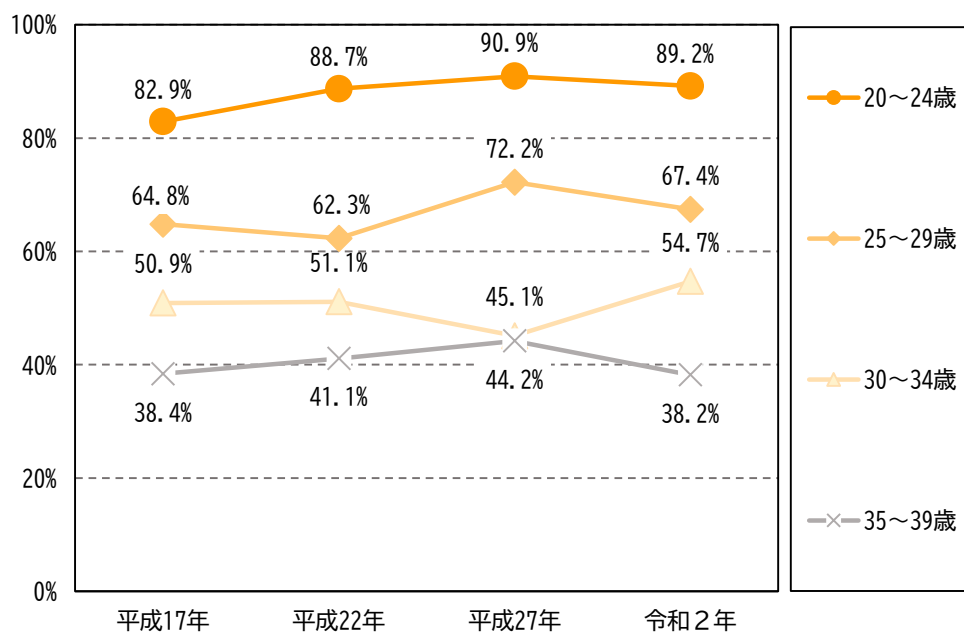
資料：県保健福祉年報

(2) 未婚率の推移

男性の未婚率は、平成17年以降35～39歳を除き増減はあるものの増加傾向で推移しています。平成27年から令和2年にかけて、30～34歳の未婚率の上昇が大きくなっています。

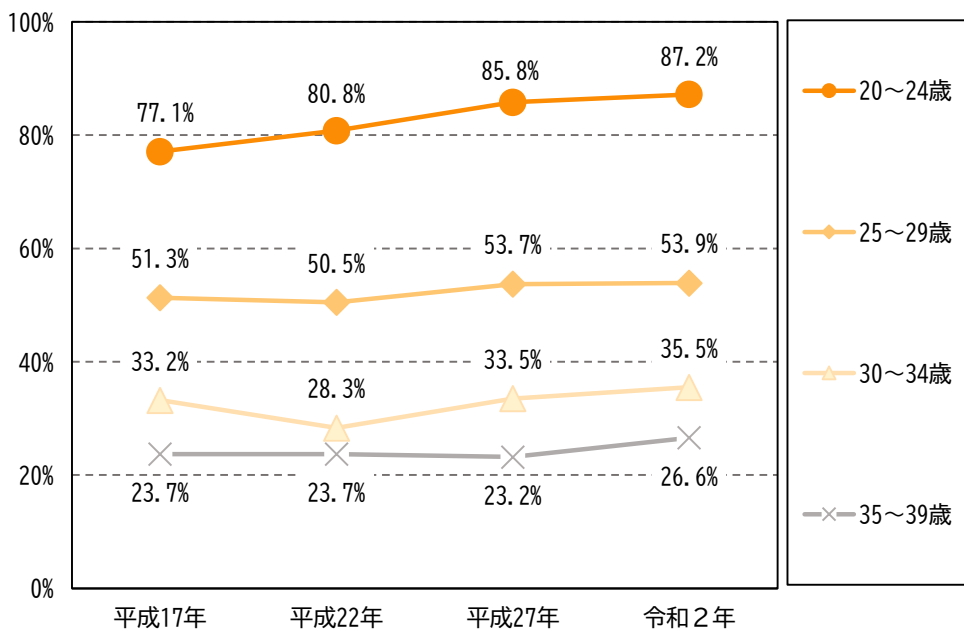
また、女性の未婚率は、軒並み増加傾向で推移し、20～24歳の未婚率の上昇が大きくなっています。

■男性の未婚率



資料:国勢調査

■女性の未婚率



資料:国勢調査

3 就業の状況

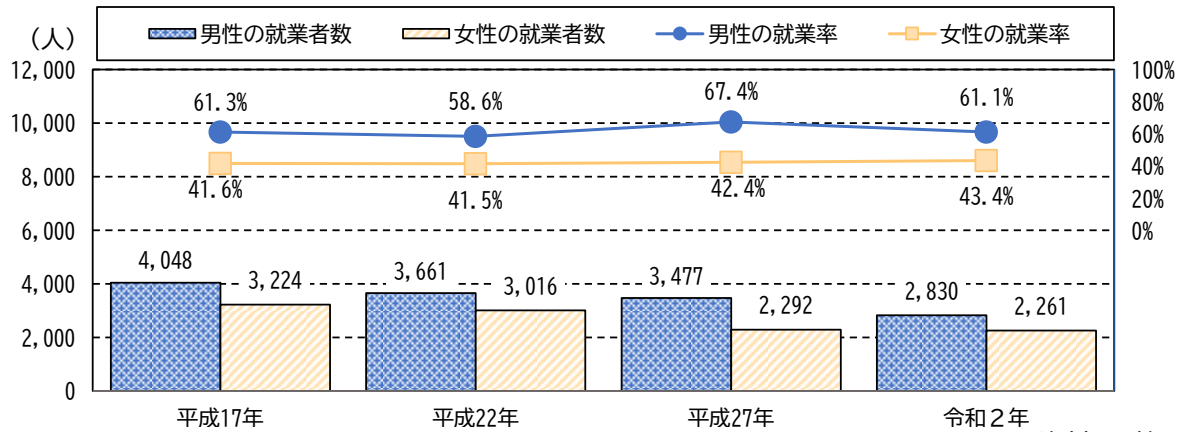
(1) 就業者数・就業率の推移

男女別にみた就業状況は、男性の就業率は平成27年に増加しましたが令和2年にかけて減少しています。女性の就業率は僅かながら増加傾向となっています。

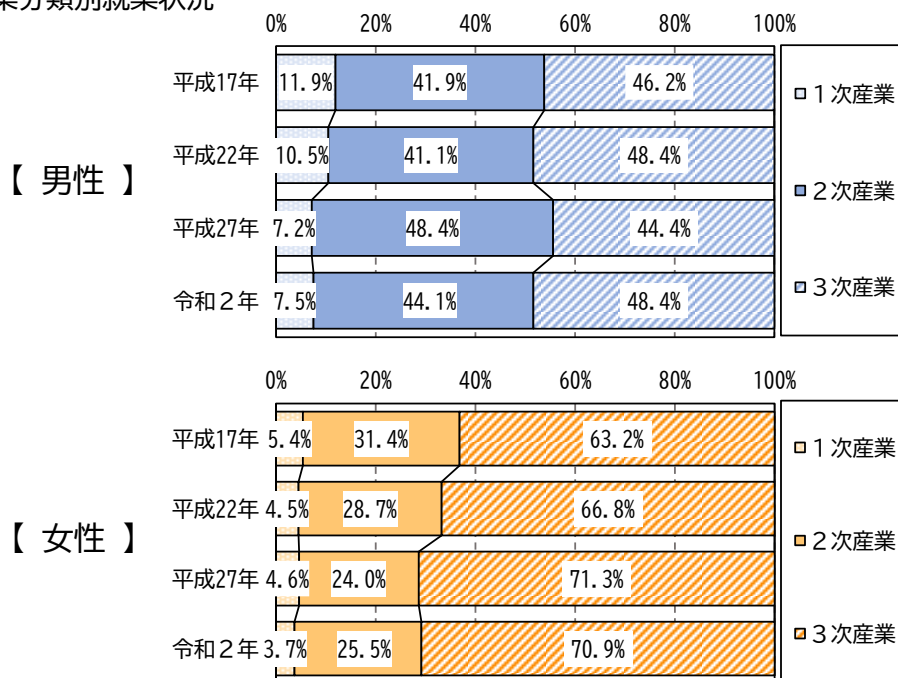
また、就業者の産業分類別割合をみると、男女ともに第3次産業の割合が多く、特に女性は平成27年以降、7割以上となっています。

男女年齢別の労働力率をみると、女性の労働力率は、結婚や出産を機に一旦仕事を辞めることによって低下することが知られていますが、近年、落ち込みが浅くなってきており、20代から30代で未婚率の上昇や結婚・出産による離職が減少傾向にあります。

■男女別就業状況

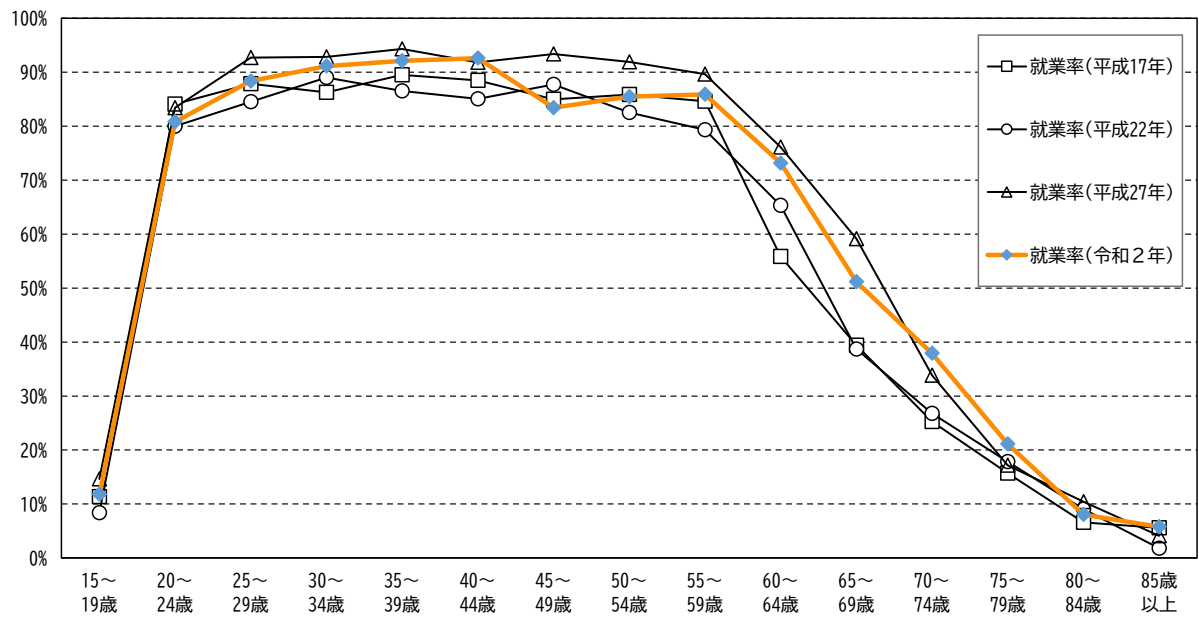


■産業分類別就業状況

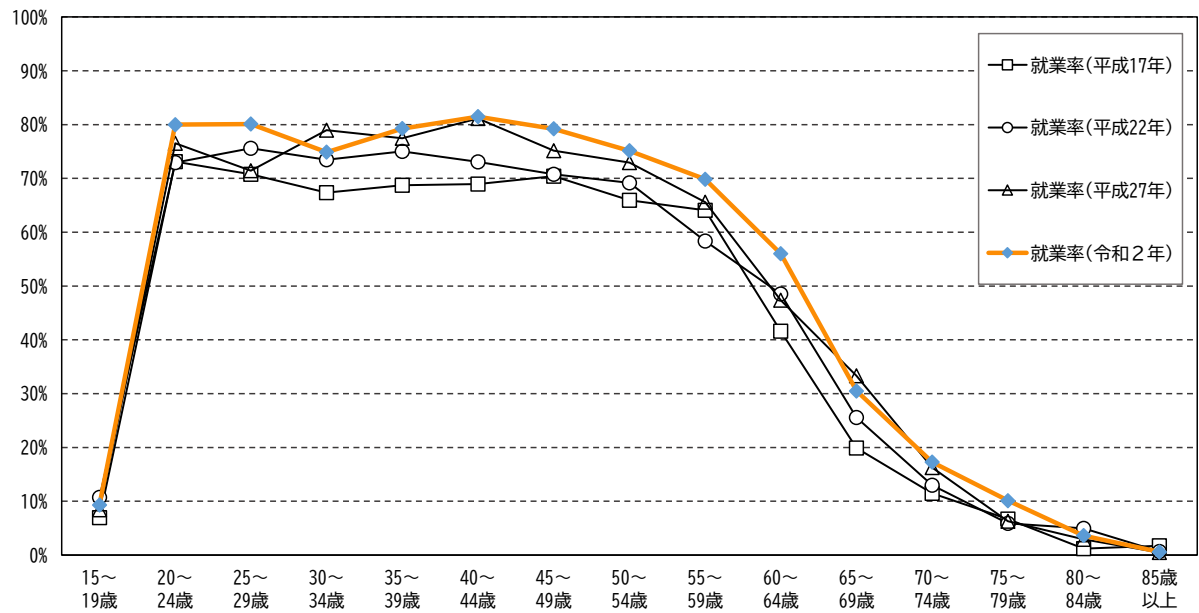


■年齢別就業状況

【 男性 】



【 女性 】



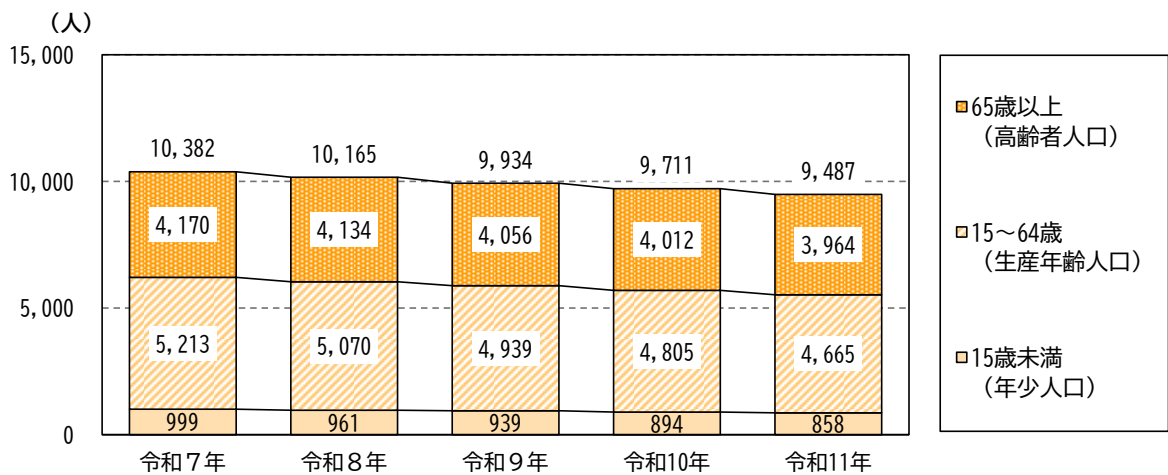
4 人口推計

(1) 人口推計

令和2年から令和6年の住民基本台帳を基に、将来人口を推計したところ、令和7年以降も減少傾向で推移し、令和11年の総人口は9,487人と推計されます。

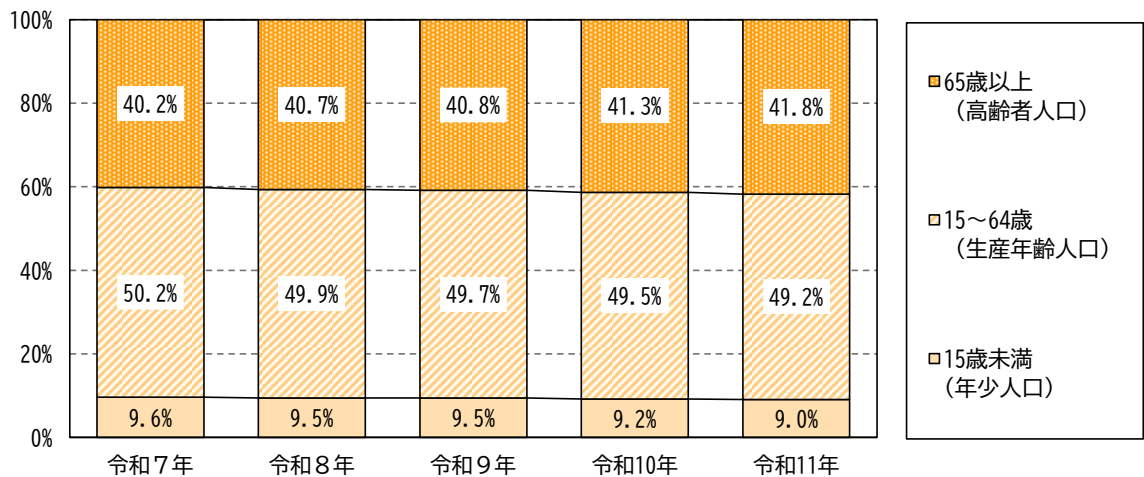
また、年齢3区分別人口割合は、年少人口割合、生産年齢人口割合は減少。高齢者人口割合は増加傾向で推移すると推計されます。

■年齢3区分別人口推計



資料:住民基本台帳を基にコーホート変化率法による推計

■年齢3区分別人口割合推計



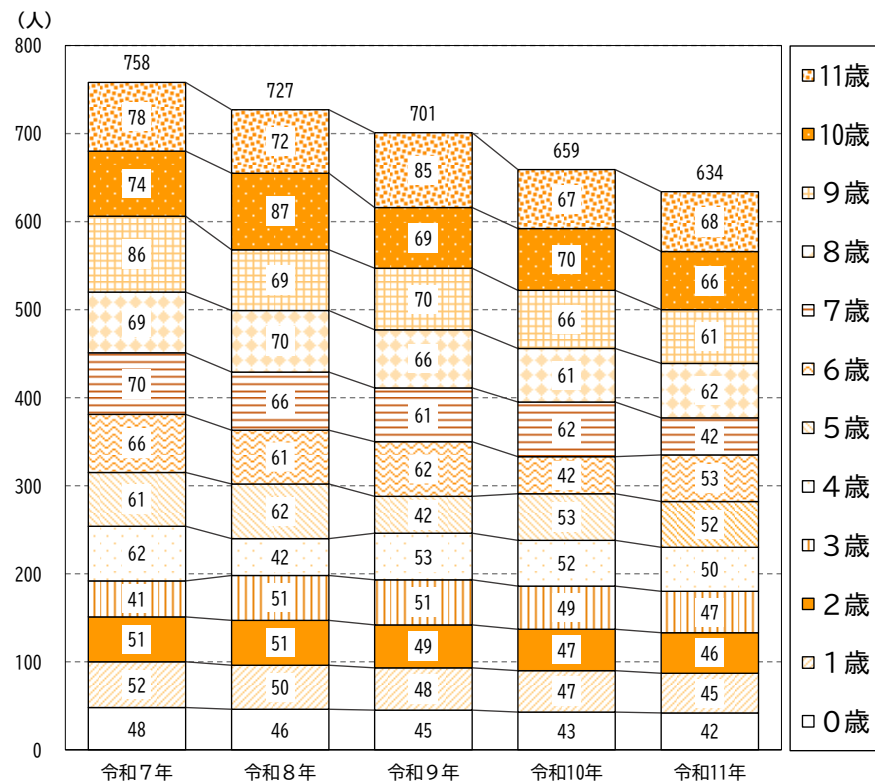
資料:住民基本台帳を基にコーホート変化率法による推計

※コーホート変化率法：各コーホート（同じ年に生まれた人々の集団）について、過去の実績人口の動向から「変化率」を求め、将来の人口を推計する方法です。

(2) 児童人口の推計

令和2年から令和6年の住民基本台帳を基に、0～11歳の児童人口を推計したところ、令和7年以降も減少傾向で推移し、令和11年の児童人口は634人と推計されます。

■児童人口の推計



資料:住民基本台帳を基にコーホート変化率法による推計

5 教育・保育の状況

(1) 教育・保育施設の状況

町内の教育・保育施設は、令和6年4月1日現在で保育園が1施設（私立）、認定こども園が4施設、幼稚園が1施設、小規模保育所が1施設となっています。令和6年4月1日現在の町内の教育・保育施設の合計定員数は309人、合計在籍児童数は283人となっています。

■大槌町の教育・保育施設の状況

区分		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
保育園	公立（園数）	0	0	0	0	0
	私立（園数）	2	1	1	1	1
	定員（人）	100	60	60	60	50
	在籍児童数（人）	80	56	61	59	49
認定 こども園	園数（私立）	3	4	4	4	4
	定員（人）	242	283	255	235	229
	在籍児童数（人）	233	255	228	211	203
幼稚園	園数（私立）	1	1	1	1	1
	定員（人）	42	24	24	15	15
	在籍児童数（人）	26	20	21	12	18
小規模	園数（私立）	0	1	1	1	1
	定員（人）	0	15	15	15	15
	在籍児童数（人）	0	3	7	10	13
合計定員数（人）		384	382	354	325	309
合計在籍児童数（人）		339	334	317	292	283

資料：健康福祉課

(2) 児童数の状況

町内の教育・保育施設の在籍児童数は令和6年4月1日現在283人で、年齢別では以下の通りとなっています。

■大槌町の教育・保育施設の在籍児童数

区分		定員	在籍児童数						
			0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
保育所	吉里吉里保育園（人）	50	2	5	11	10	16	5	49
	うち2号認定（人）	30	0	0	0	10	16	5	31
	うち3号認定（人）	20	2	5	11	0	0	0	18
認定 こども園	おおつちこども園	75	1	11	8	12	11	16	59
	うち1号認定（人）	15	0	0	0	1	3	3	7
	うち2・3号認定（人）	60	1	11	8	11	8	13	52
	さくらこども園	39	2	7	8	10	8	11	46
	うち1号認定（人）	9	0	0	0	4	3	6	13
	うち2・3号認定（人）	30	2	7	8	6	5	5	33
	つつみこども園	60	4	12	5	9	12	12	54
	うち1号認定（人）	10	0	0	0	3	4	4	11
	うち2・3号認定（人）	50	4	12	5	6	8	8	43
	みどり幼稚園	55	0	5	4	9	10	16	44
	うち1号認定（人）	15	0	0	0	1	3	4	8
	うち2・3号認定（人）	40	0	5	4	8	7	12	36
幼稚園	おさなご幼稚園（人）	15	0	0	0	11	3	4	18
小規模	おさなご園（人）	15	1	8	4	0	0	0	13
合 計（人）		309	10	47	40	60	60	64	283

資料：健康福祉課

■1～3号認定区分

区分	対象となる子ども	利用可能施設
1号認定	満3歳以上の教育を希望する就学前の児童 （保育の必要性なし）	幼稚園 認定こども園
2号認定	満3歳以上の保育を希望する就学前児童 （保育を必要とする子ども）	幼稚園 保育園 認定こども園
3号認定	満3歳未満の保育を希望する就学前児童 （保育を必要とする子ども）	保育所 認定こども園 地域型保育

(3) 放課後児童クラブの状況

町内の児童クラブの登録者は令和6年4月1日現在71人となっています。

■大槌町の放課後児童クラブの登録者数

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
設置数（カ所）	2	2	2	2	2
登録児童数（人）	76	71	70	88	71
年間開所日数（日）	287	288	272	280	292
総指導員数（人）	13人(内、 放課後児童支 援員8人)	13人(内、 放課後児童支 援員8人)	7人(内、放 課後児童支援 員5人)	8人(内、放 課後児童支援 員4人)	12人(内、 放課後児童支 援員8人)

資料：健康福祉課

■実施場所

施設名	実施場所	定員数
大槌町放課後児童クラブ	大槌町大槌第23地割57番地20	80名
ぽこあぽこ	大槌町大ケロ二丁目9番26号	18名

(4) 小学校・中学校・義務教育学校の状況

① 学校の状況

町内には、小学校が1校、中学校が1校、義務教育学校が1校設置されています。

大槌学園は、施設一体型の義務教育学校で、吉里吉里学園は、小学部（吉里吉里小学校）と中学部（吉里吉里中学校）で構成された施設分離型の小中一貫教育校です。

学級数は令和6年4月1日現在では1～6年生は24学級、7～9年生は11学級となっています。

■1～6年生の状況

区分	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
学校数（校）	2	2	2	2	2
学級数（学級）	21	21	23	22	24
単式学級	18	18	18	17	19
複式学級	1	1	1	1	0
特別支援学級	2	2	4	4	5
児童数（人）	473	467	481	462	461

資料：学務課

■7～9年生の状況

区分	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
学校数（校）	2	2	2	2	2
学級数（学級）	13	12	11	11	11
単式学級	10	10	9	9	9
複式学級	0	0	0	0	0
特別支援学級	3	2	2	2	2
児童数（人）	248	249	234	234	221

資料：学務課

② 児童・生徒数の状況

町内の小学校・中学校・義務教育学校に在籍する児童生徒数は、令和6年4月1日現在、1～6年生は大槌学園384名、吉里吉里学園77名、7～9年生は大槌学園194名、吉里吉里学園27名となっています。

■1～6年生の状況

区分	学級数	在籍児童数（人）						
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合計
大槌学園	17	51	57	75	57	67	77	384
単式学級	13	47	54	65	57	63	74	360
特別支援学級	4	4	3	10	0	4	3	24
吉里吉里学園	7	20	8	10	17	13	9	77
単式学級	6	18	8	9	17	13	9	74
特別支援学級	1	2	0	1	0	0	0	3
合計児童数（人）	24	71	65	85	74	80	86	461

資料：学務課

■7～9年生の状況

区分	学級数	在籍児童数（人）			
		7年生	8年生	9年生	合計
大槌学園	8	58	75	61	194
単式学級	6	56	70	60	186
特別支援学級	2	2	5	1	8
吉里吉里学園	3	6	12	9	27
単式学級	3	6	12	9	27
特別支援学級	0	0	0	0	0
合計児童数（人）	11	64	87	70	221

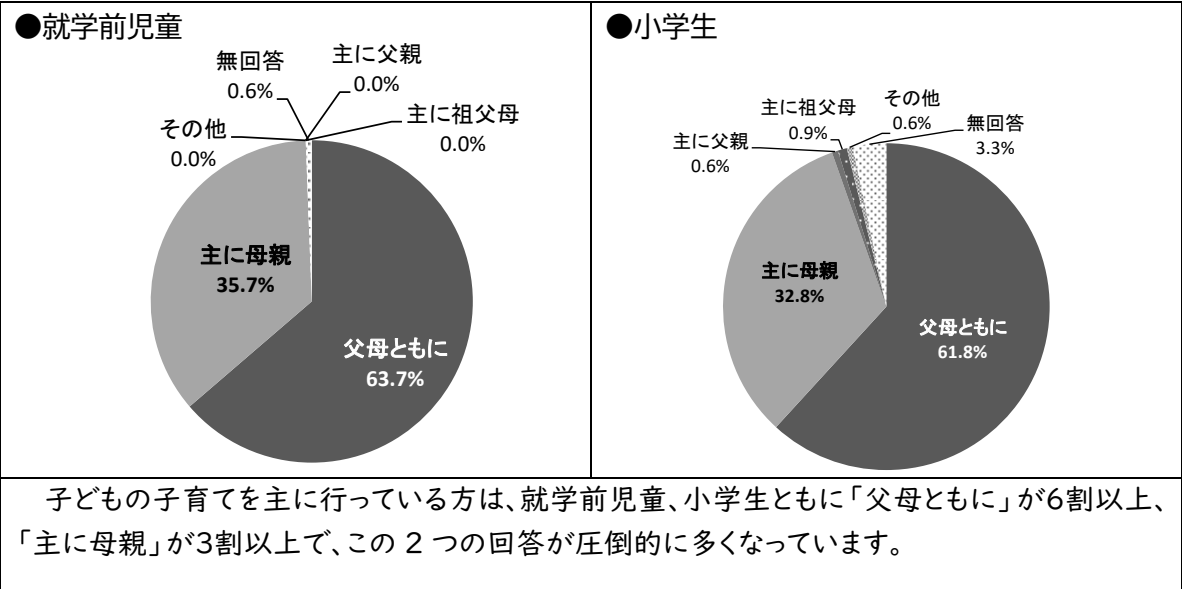
資料：学務課

6 アンケート調査結果の概要

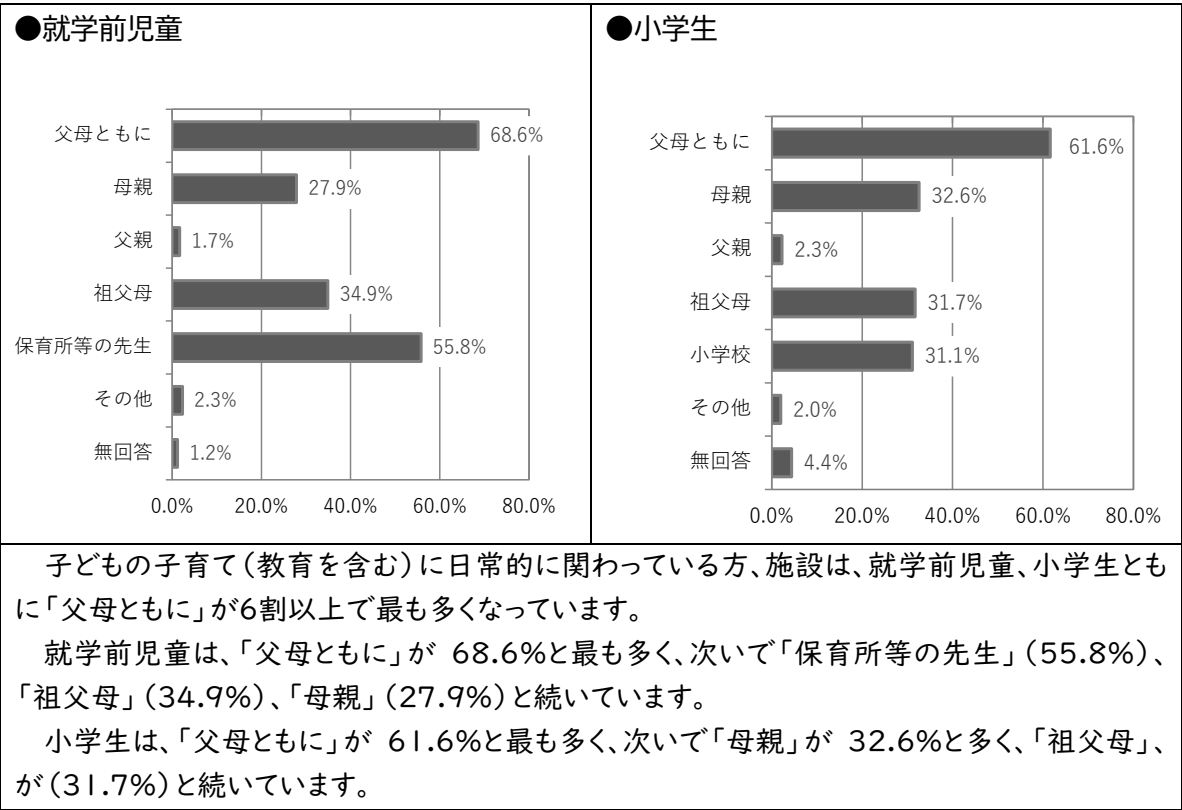
(1) 調査結果（一部抜粋）

令和6年2月に実施したアンケート結果は以下の通りとなります。
(調査の実施概要は5頁参照)

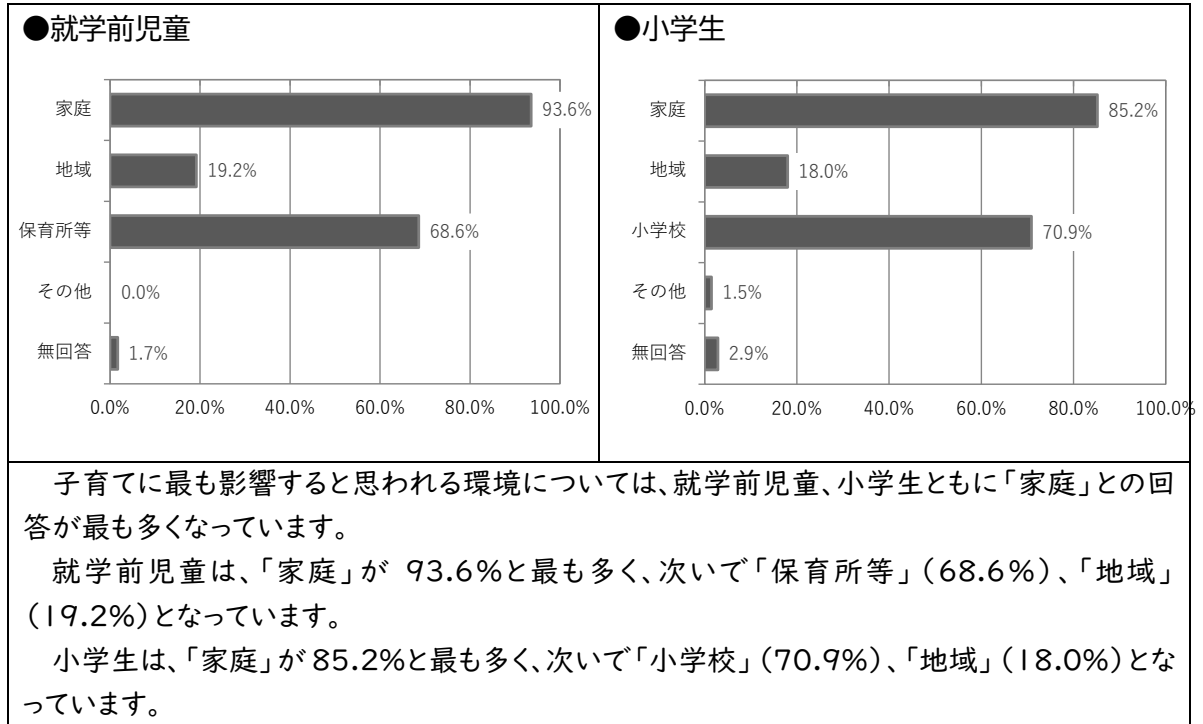
① 子育てを主に行っている人



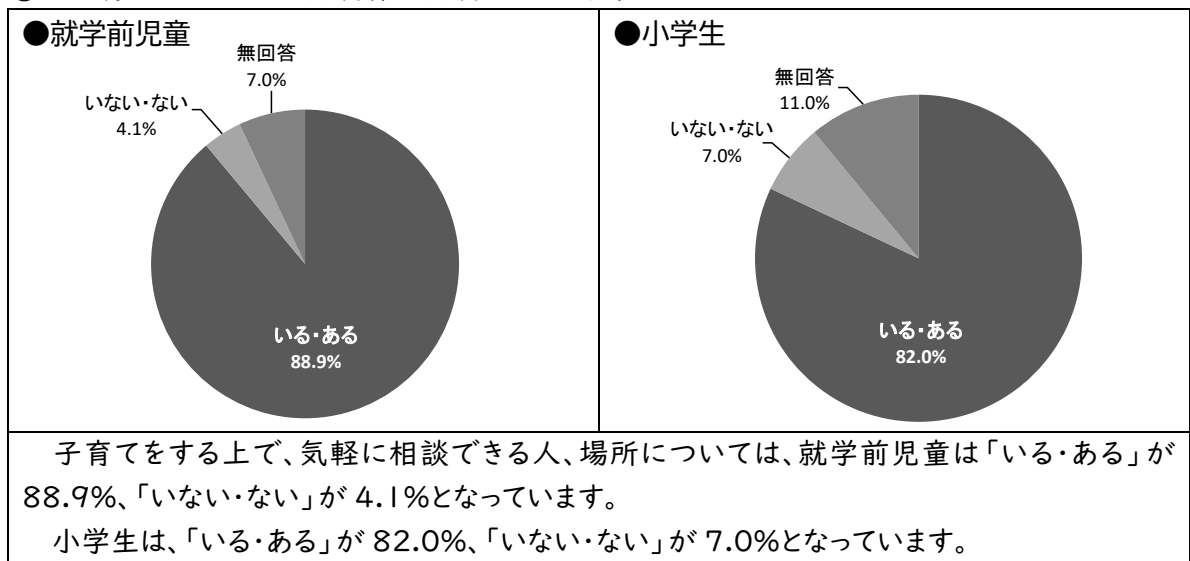
② 子育てに日常的に関わっている方



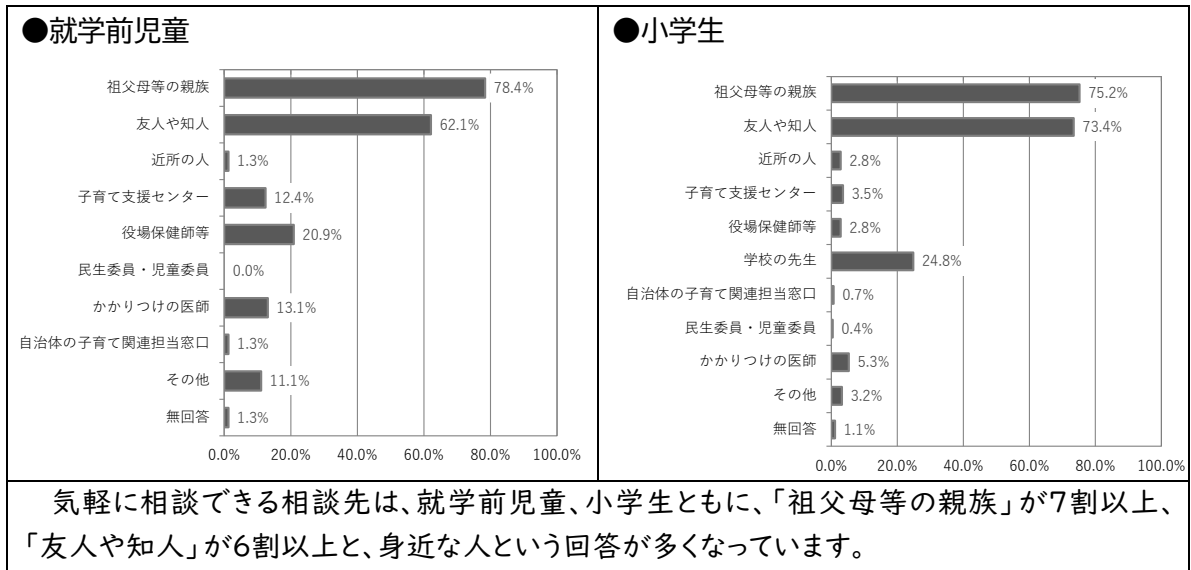
③ 子育てに影響すると思われる環境



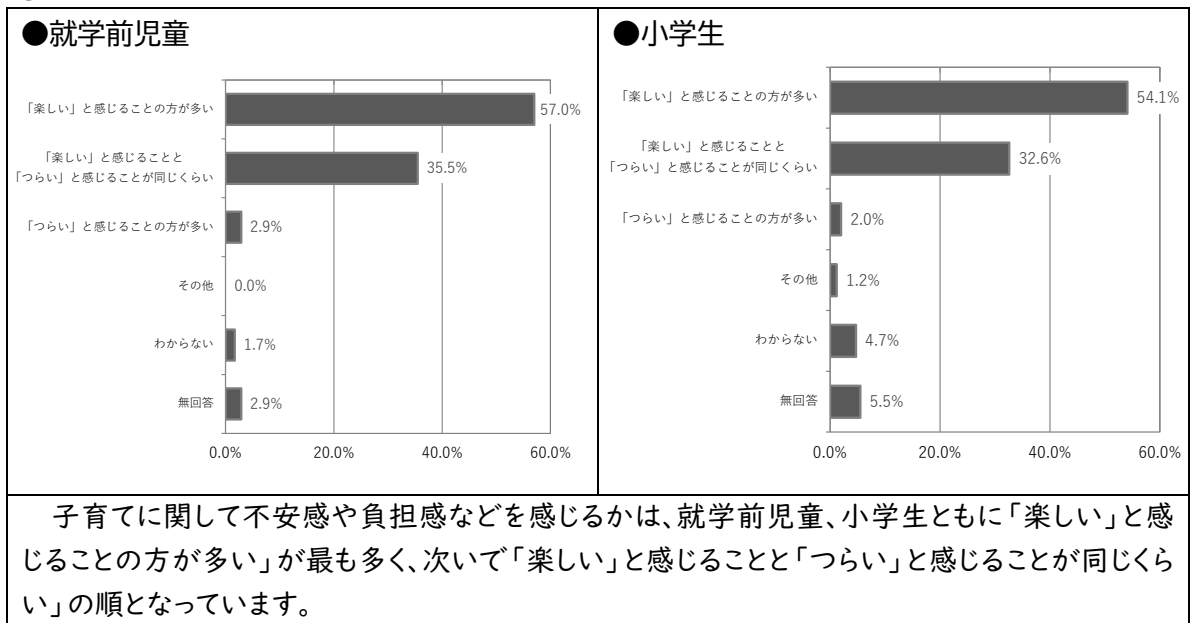
④ 子育てについての相談者、相談できる場所



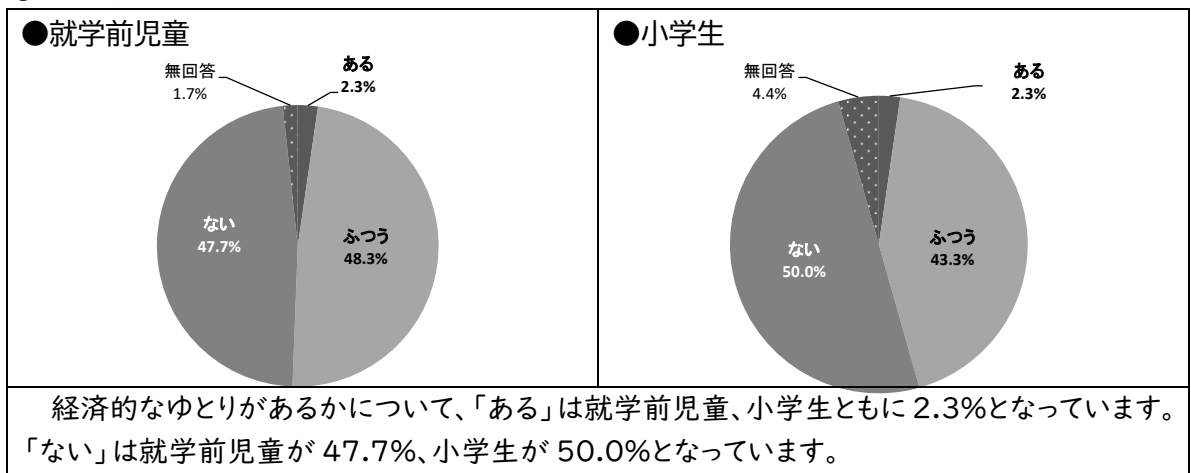
⑤ 相談先



⑥ 子育てに関して不安感や負担感を感じるか

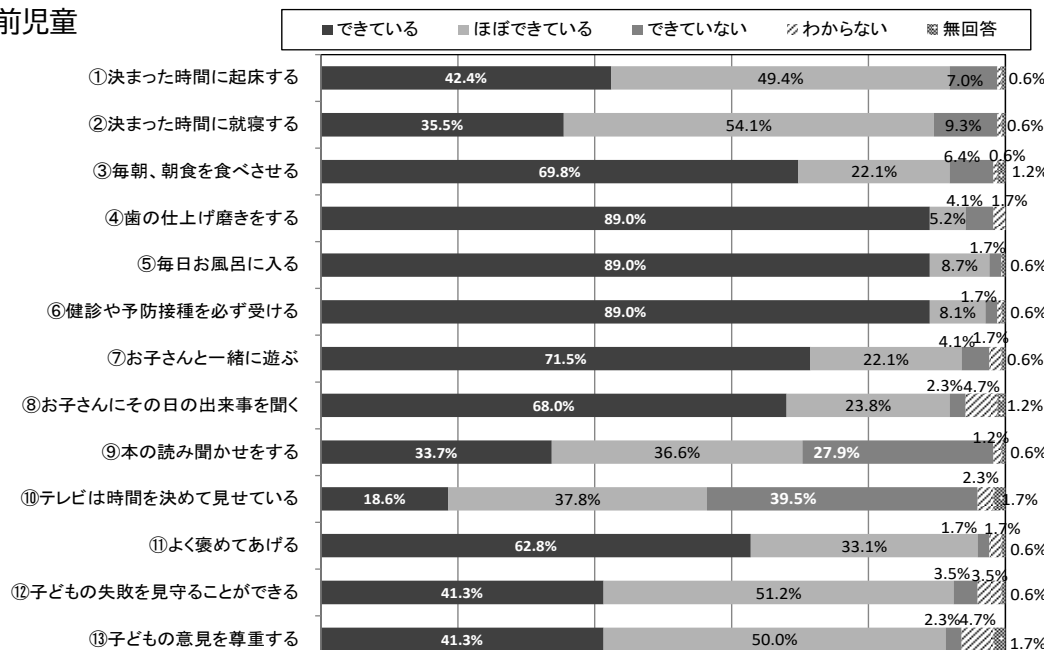


⑦ 経済的なゆとり

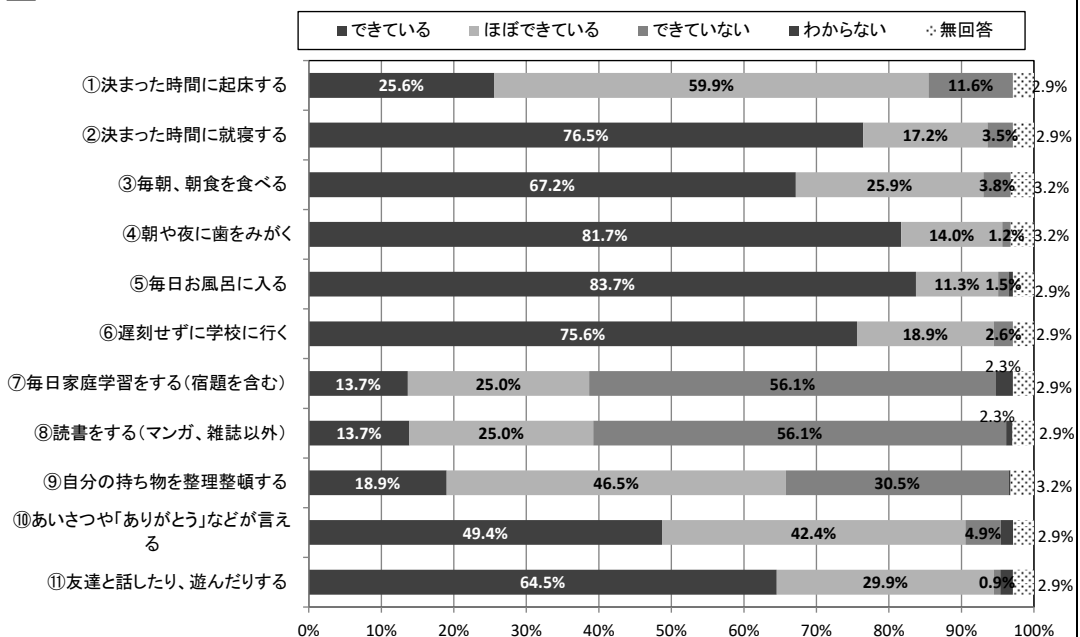


⑧ お子さんの生活習慣や発達について、家庭で心がけていること

●就学前児童

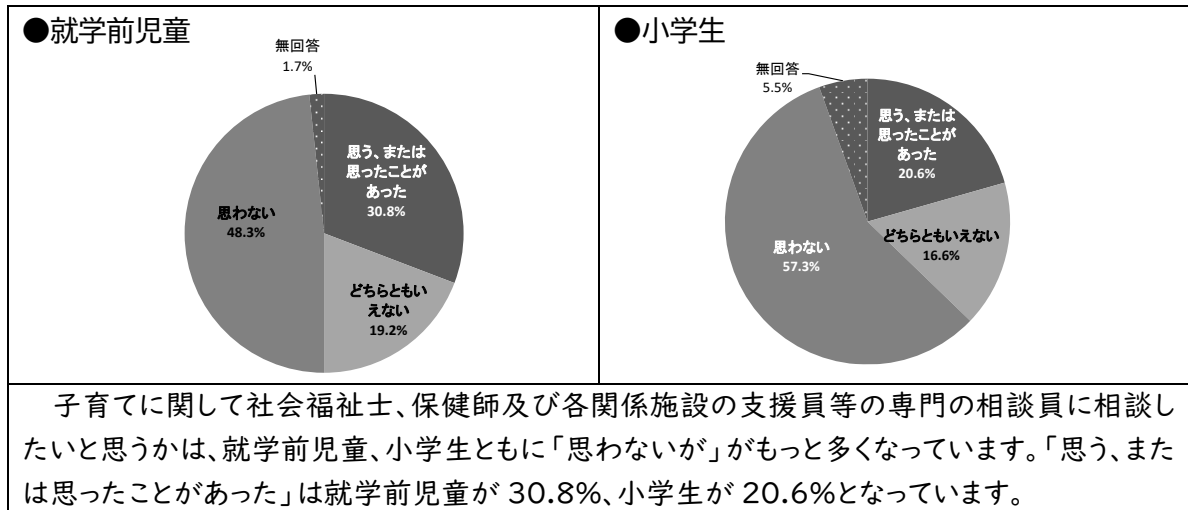


●小学生

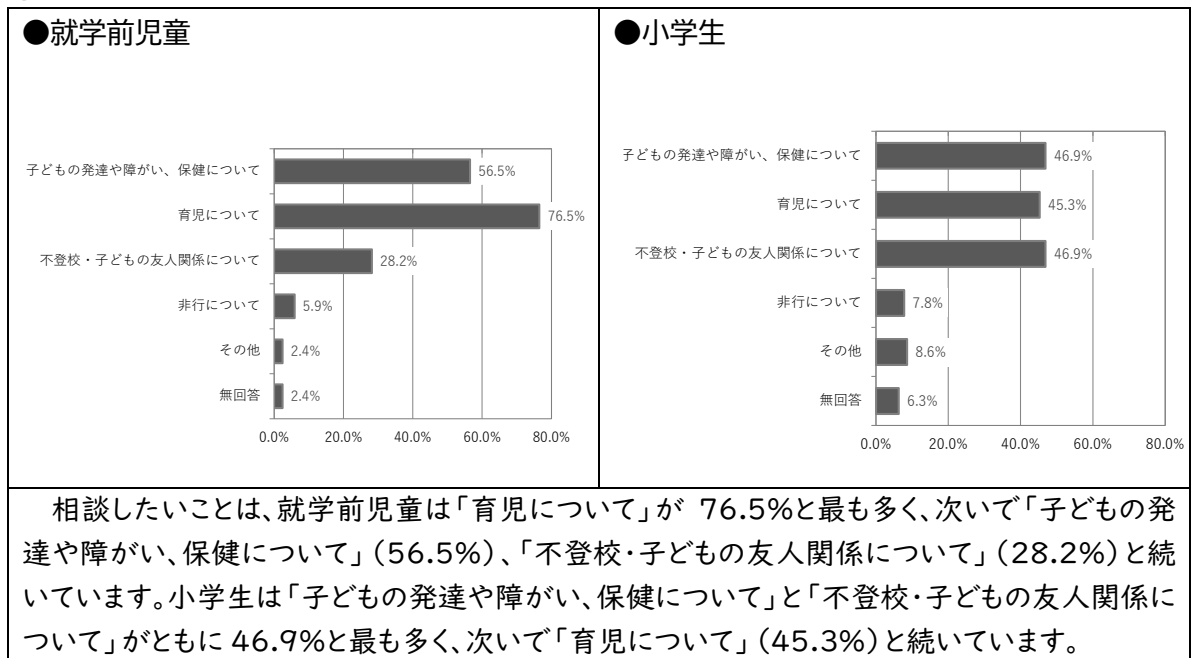


お子さんの生活習慣や発達について、家庭で心がけていることについて、「できている」は、未就学児童、小学生ともに、「朝や夜に歯を磨く」、「毎日お風呂に入る」が8割以上となっています。

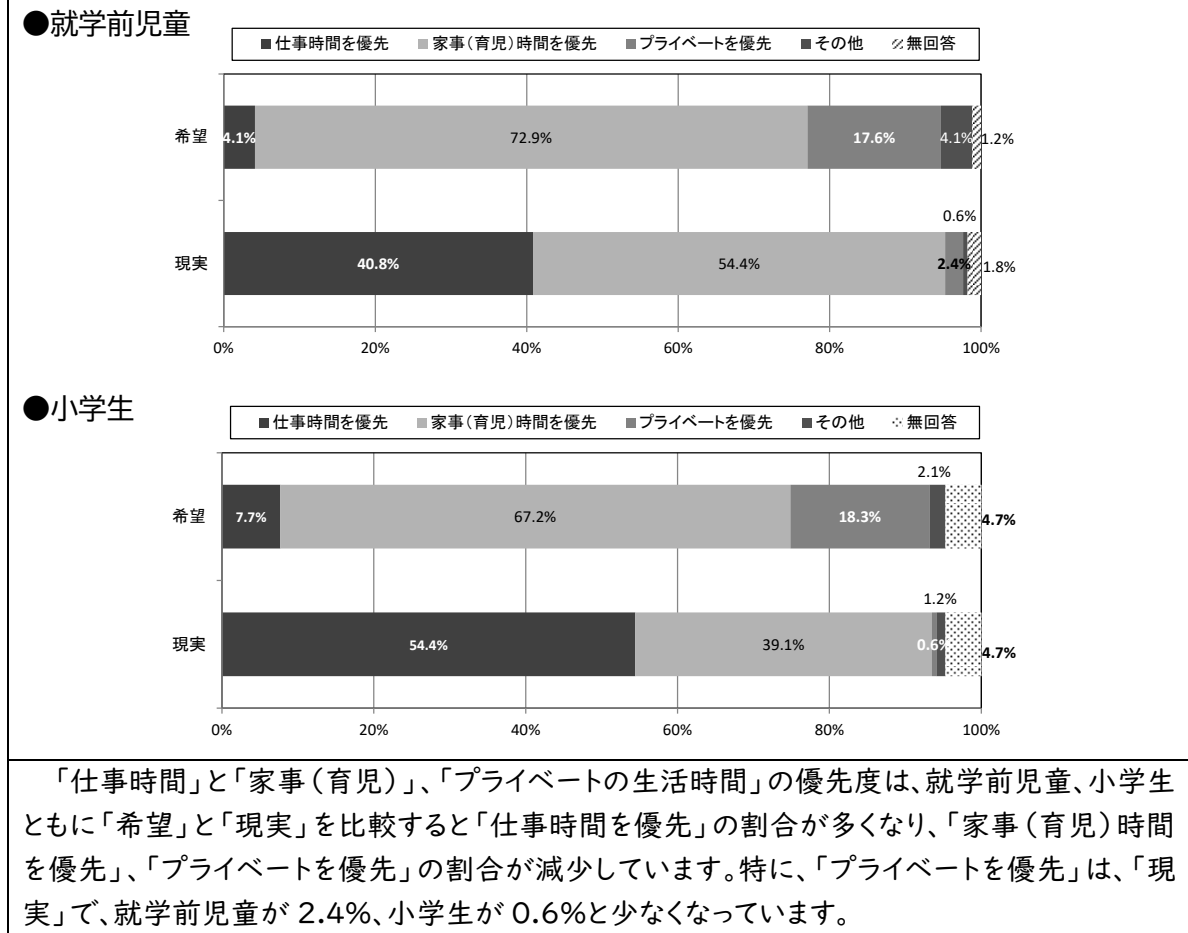
⑨ 子育てに関して専門の相談員に相談したいと思うか



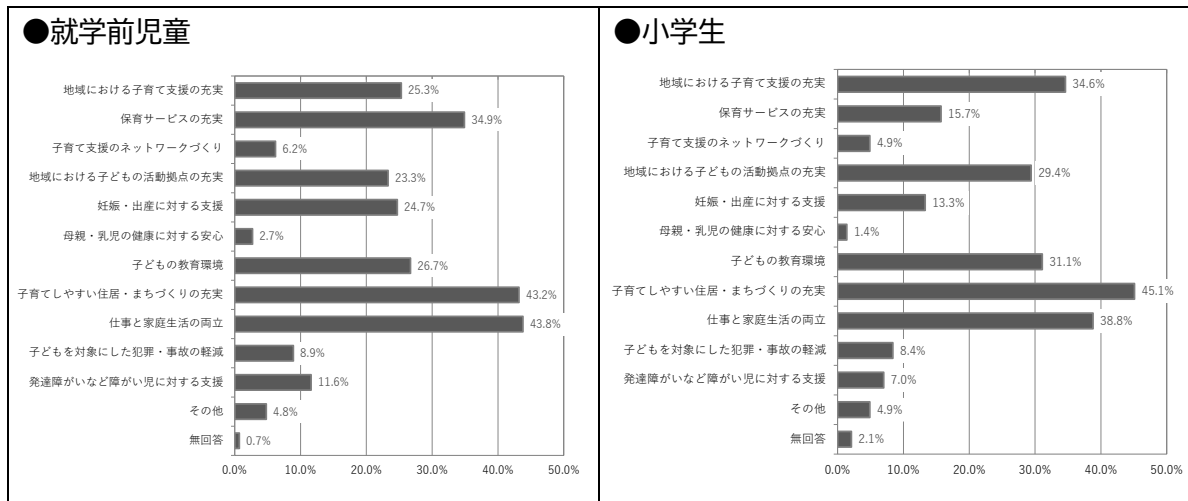
⑩ 相談したい内容



① 日常生活での時間配分



② 子育て中に必要な支援



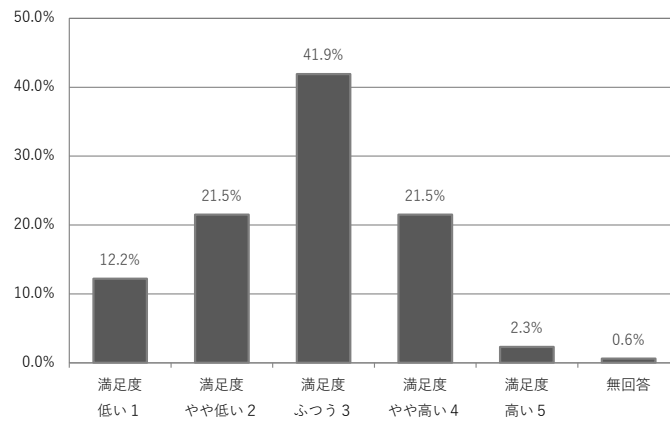
子育て中に必要な支援は、「子育てしやすい住居・まちづくりの充実」(就学前児童:43.2%、小学生:45.1%)、「仕事と家庭生活の両立」(就学前児童:43.8%、小学生:38.8%)とこの2つの回答が上位となっています。

その他、就学前児童では「保育サービスの充実」(34.9%)、「子どもの教育環境」(26.7%)などと続いています。

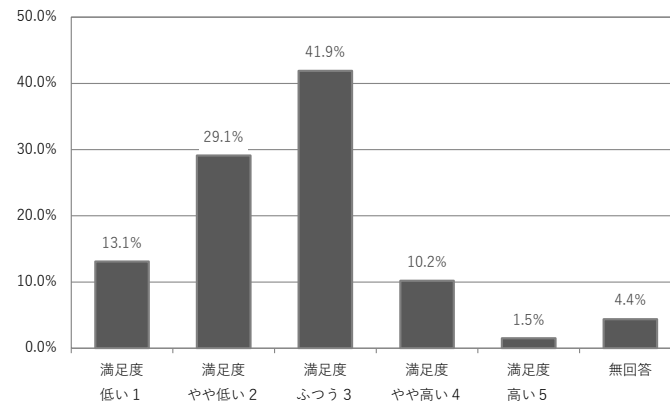
小学生では「地域における子育て支援の充実」(34.6%)、「子どもの教育環境」(31.1%)などと続いています。

⑬ 子育て環境や支援への満足度

●就学前児童



●小学生



地域における子育ての環境や支援への満足度は、就学前児童、小学生ともに「ふつう(3)」が最も多くなっています。

また、「やや高い(4)」、「高い(5)」を合わせた割合をみると、就学前児童が23.8%、小学生が11.7%となっており、小学生保護者の満足度が低い傾向となっています。

7 アンケートや町の現状から見える課題

(1) 子育てしやすい環境、まちづくり

子育て中に必要な支援として、「子育てしやすい住居・まちづくりの充実」が多くなっており、今後もより重点的に取り組むことが求められます。

また、アンケート調査の自由記述についても、子どもの遊び場や公園、レクリエーション施設の充実を求める声が多く、通学路の街灯や歩道の整備を求める意見もありました。

子育て世帯、子どもの意見を取り入れた、遊び場、居場所づくりを進めるとともに、子どもが利用する施設や通学路などの安全を確保する取り組みも重要です。

(2) ワーク・ライフ・バランスの推進

国勢調査によると、本町の働く女性の割合は増加傾向にあります。女性が結婚・出産期にあたる年代の就業率は上昇傾向となっていますが、女性の30～34歳の年代では平成27年と比較し、就業率が減少しています。

アンケート調査において、子育て中に必要な支援として、「仕事と家庭生活の両立」との回答も多くなっています。日常生活の時間配分については、就学前児童、小学生ともに「仕事時間を優先」する割合が希望の時間配分と比べ大幅に多くなっています。

こうした中で働きながら子育てできる環境を整えていくには、長期的視野に立って、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に配慮した社会の実現を目指すとともに、必要なときに必要な各種保育サービスを十分に利用できる体制の整備も重要です。

(3) 地域における子育て支援の充実

アンケート調査において、子育て中に必要な支援として、就学前児童では「保育サービスの充実」が34.9%、「地域における子育て支援の充実」25.3%、小学生では「地域における子育て支援の充実」が34.6%となっています。

また、子育てについての相談者、相談できる場所について、就学前児童の4.1%、小学生の7.0%が「いない・ない」と回答しています。

子育てに関する相談内容は、育児、教育、親子関係、保護者の就労、経済的困窮など、多岐にわたるため、子育て世帯が迷わずに安心して相談することができるよう、関係機関等との連携体制の整備、分かりやすい情報提供など包括的な支援体制の充実が重要です。

(4) 子どもの健やかな成長に向けた教育環境の充実

アンケート調査において、子育て中に必要な支援として、「子どもの教育環境」は就学前児童が26.7%、小学生が31.1%となっています。

子どもが健やかに育っていくためには、学習環境の整備はもちろん、たくましく「生きる力」を身に着けていけるよう、基礎的・基本的な知識や思考力・判断力・表現力、主体的に学習に取り組む姿勢などを身に着けていくことが重要です。子どもたちの成長には、「育てる＝家庭・地域」、「教える＝学校」の二つの車輪を、子どもたちの成長とともに、前へと進めていくことが大切です。家庭・地域だから教えられること、学校だから学べることを理解し、家庭、学校、地域、また関係機関・関係団体との連携を図り、子どもたちの「生きる力」、「豊かな心」を育むことが重要です。

(5) 子どもや家庭への必要な支援

アンケート調査において、現在の経済状況について、ゆとりが「ない」との回答が、就学前児童が47.7%、小学生が50.0%となっています。

また、子育て中に必要な支援として、就学前児童の11.6%、小学生の7.0%が「発達障がいなど障がい児に対する支援」と回答しています。

保護者の多くは、子どもの子育てや教育に影響すると思われる環境は「家庭」であると考えられていますが、子育てをめぐる家庭の状況は、障がい、疾病、虐待、貧困など様々な問題を含んでいることから、家庭の状況に応じた生活支援、就業支援、経済的支援などの充実を図るとともに、問題が潜在化しやすい家庭状況にある子どももいることから、関係機関等との連携による訪問や相談支援体制の充実を図り、子どもの置かれた状況の早期把握、対応など総合的な支援が求められています。

(6) 母親と子どもの健康の確保及び増進

本町の児童人口は減少傾向で推移し、令和6年4月1日時点で779人となっており、本計画の最終年度である令和11年には634人に減少すると推計されます。

少子化の原因として、子育てに係る経済的負担感や、非婚化・晩婚化が挙げられています。また、核家族化の進行や地域社会の変化により、身近に相談相手がいないことで、妊娠期に不安や困りごとを抱え込んでしまう場合もあり、産前・産後うつ等の増加も考えられます。

結婚・妊娠・出産・育児まで、すべてのライフステージにおける切れ目のない支援が重要となっており、すべての子どもの健やかな成長の実現に向けて、安全な妊娠・出産の体制の確保と育児不安の軽減、子どもの疾病の予防等を目的とした健康相談や家庭訪問の充実を図り、妊娠期から継続した育児支援が重要です。

第3章 計画の基本理念

第3章 計画の基本理念

1 基本理念

「子ども・子育て支援法」では、市町村の責務として、子どもの健やかな成長のために、適切な環境が等しく確保されるよう、子ども・保護者に必要な子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に行うこととされています。

また、この法律の基本理念では、子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもとに、家庭、学校、地域、企業など、その他の社会のすべての分野において、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならないとされています。

本町ではこれまで、「第2期大槌町子ども・子育て支援事業計画」の基本理念「子育てで 築くきずな 地域の和」に基づき、地域や関係機関との連携のもと子育て支援施策を推進してきました。

これまでと同様に、本町では、子どもが大槌町で生まれてよかったと実感し、親もこのまちで子育てをしてよかったと実感できるように地域で支えるまちづくりを目指しています。

第3期計画においても、目指すべき姿は変わることがないため、第2期計画の基本理念を継承し、施策の実施とより一層の充実を目指すこととします。

◆基本理念

子育てで 築くきずな 地域の和

～大槌の豊かな自然に囲まれて～

2 基本目標

基本理念の実現に向けて、すべての子育て家庭のために、多様なニーズに応える教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業を提供します。また、総合的な子ども・子育て支援施策を推進します。

基本目標1 子育てしやすい環境の確保

子育て家庭にやさしい遊び場の確保、地域の交通環境、子どもの安全を確保するための施策を実施し、関係機関・団体等との連携を強化しながら、子どもが安心して暮らすことのできる環境づくりを推進します。

- 1 良質な生活環境の確保
- 2 子どもの安全を守る環境づくり

基本目標2 ワーク・ライフ・バランスの推進

子育て家庭に配慮した企業の取り組みが促進されるよう働きかけていくとともに、働き方の見直しを促進し、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が実現できる地域社会づくりを推進します。

- 1 育児休業などを取得しやすい環境の整備
- 2 家族・地域全体での積極的な育児参加
- 3 仕事と子育ての両立のための基盤整備

基本目標3 地域における子育て支援の充実

すべての子どもが健やかに育ち、親が安心して産み育てられる環境づくりのため、多様な子育て支援サービスの充実に努めるほか、地域からの孤立や子育てへの不安解消を図るため、子育て支援に関する様々な情報を効率的・効果的に提供する体制や相談機能の充実に努めます。

- 1 相談・情報提供体制の充実
- 2 教育・保育サービスの充実
- 3 児童健全育成の充実
- 4 経済的支援の充実

基本目標4**子どもの健やかな成長に向けた教育環境の充実**

子どもが心身ともに健やかに成長し、次代の親として豊かな心を持った大人に育つよう、学校教育を充実させるとともに、家庭や学校、地域社会の十分な連携のもとで、家庭や地域の教育力の向上を図ります。

- 1 次代の親の育成
- 2 子どもの生きる力の育成に向けた学校教育の推進
- 3 家庭や地域の教育力の向上

基本目標5**支援を必要とする子どもや家庭への取組の推進**

すべての子どもの人権が尊重され、また、だれもが身近な地域で自立した生活ができるよう、支援を必要とする児童・家庭へのきめ細かな取り組みを推進します。

- 1 児童虐待防止対策の充実
- 2 ひとり親家庭等の自立支援の推進
- 3 障がい児施策の充実
- 4 子どもの貧困やヤングケアラー対策の推進

基本目標6**母親と子どもの健康の確保及び増進**

安心して子どもを産み育てることができる環境の整備、乳幼児に対する健康診査と事後指導や相談体制の充実、医療機関との連携を図るなど、母子保健の充実を図ります。

- 1 母親や子どもの健康の確保
- 2 食育の推進
- 3 思春期保健対策の充実

3 計画の体系

基本理念	基本目標	基本施策
子育てで 築くきずな 地域の和 大槌の豊かな自然に囲まれて	1 子育てしやすい環境の確保	1 良質な生活環境の確保 2 子どもの安全を守る環境づくり
	2 ワーク・ライフ・バランスの推進	1 育児休業などを取得しやすい環境の整備 2 家族・地域全体での積極的な育児参加 3 仕事と子育ての両立のための基盤整備
	3 地域における子育て支援の充実	1 相談・情報提供体制の充実 2 教育・保育サービスの充実 3 児童健全育成の充実 4 経済的支援の充実
	4 子どもの健全な成長に向けた教育環境の充実	1 次代の親の育成 2 子どもの生きる力の育成に向けた学校教育の推進 3 家庭や地域の教育力の向上
	5 支援を必要とする子どもや家庭への取組の推進	1 児童虐待防止対策の充実 2 ひとり親家庭等の自立支援の推進 3 障がい児施策の充実 4 子どもの貧困やヤングケアラー対策の推進
	6 母親と子どもの健康の確保及び増進	1 母親や子どもの健康の確保 2 食育の推進 3 思春期保健対策の充実

第4章 施策の展開

第4章 施策の展開

基本目標1 子育てしやすい環境の確保



基本施策1 良質な生活環境の整備

【施策の方向性】

- 安心して子育てができるまちとなるために、関係団体等と連携し、公園や生活環境などハード面での整備の充実を図ります。
- 元気に子どもが遊べる場所の確保など、子育てしやすい安全・安心なまちづくりに取り組みます。
- すべての人が安心して外出できるように、道路、公園、公共施設等において、段差の解消等のバリアフリー化に努めます。
- 地域の環境美化を図るため、環境保全に関する講座等を実施します。

【主な事業】

事業名	事業内容	担当課等
環境保全活動の推進	道路、水路の清掃活動を充実し、安全で快適な環境整備に努めます。	町民課
みんなのひろば整備事業	町民が各々のライフステージに応じ、健康増進の場として多世代交流できる場を整備します。	協働地域づくり推進課
ユニバーサルデザイン化の推進	妊産婦や子ども連れ等、全ての人が安心して生活できる環境づくりを推進します。	健康福祉課
環境関連出前講座の実施	環境学習講座を実施し環境保全意識の高揚を図ります。	町民課

基本施策2 子どもの安全を守る環境づくり

【施策の方向性】

- 通学路や公園における防犯灯等の整備に係る支援や整備に努めます。
- 子どもの事故防止、防犯対策のため、学校と家庭はもちろんのこと、地域や関係機関の連携・協力体制の強化、自主防犯活動の推進を図ります。
- 警察、学校、保育施設などの関係機関と連携し、安全指導、防犯についての啓発活動を実施します。

【主な事業】

事業名	事業内容	担当課等
通学路の安全の確保	子どもたちの通学時の安全確保のために、通学路の安全点検を行い、交通事故等の被害から子どもたちを守ります。	地域整備課 町民課 学務課
交通安全施設の整備	街路灯・道路標識・誘導ブロックの整備を進めるとともに、ガードレールやカーブミラーを設置し、車も歩行者も安全に道路を利用できるよう整備を進めます。	地域整備課 町民課
交通安全指導の徹底	交通安全教室を実施し交通安全意識の高揚を図ります。	町民課
社会を明るくする運動の推進	国の運動と連携し更生保護の支援を図ります。	町民課
地域安全活動等ネットワークづくり	関係機関と連携し、交通安全対策も含めた一貫した対策の推進に努めます。	町民課
事故防止等啓発事業の推進	乳幼児相談時において事故防止情報の提供を行うなど事故防止のための啓発事業を推進します。	こども家庭センター
自主防犯活動の推進	地域や関係機関が連携し、子どもを事故や事件から守るため定期的な情報交換を行い、防犯活動を推進します。	生涯学習課
パトロール活動の推進	地域と関係機関が連携しパトロール活動を行い、事故・犯罪の未然防止に努めます。	町民課 学務課
防犯講習会の開催	警察と関係機関による講習会を実施し、防犯のための知識を得るとともに、各家庭や地域における防犯意識の高揚を図ります。	町民課
子ども110番の家の推進	子どもの安全確保を図るため、関係機関と連携し増設に努めます。	町民課

基本目標2 ワーク・ライフ・バランスの推進



基本施策1 育児休業などを取得しやすい環境の整備

【施策の方向性】

- 育児・介護休業が取得しやすい職場をつくるため、事業所、地域住民に育児休業制度やワーク・ライフ・バランスについての周知を図っていくとともに、勤務時間短縮の実施など、職場環境の整備に係わる広報啓発を進めていきます。
- 仕事と家庭生活の両立を促すため、事業所における先進的取り組み事例等の広報啓発により、職場や家庭、地域における意識の醸成を図ります。

【主な事業】

事業名	事業内容	担当課等
「子育てサポート企業」認定取得等積極的な取組への支援	企業が従業員による育児休暇等の取得を積極的に推進するよう、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定や「くるみんマーク」の取得等を支援します。	健康福祉課
制度周知による育児休業等取得しやすい職場の雰囲気醸成	育児休業等の制度を広く一般に周知・啓発することにより、職場において上司や同僚から育児休業等取得に対して理解を得られやすい雰囲気づくりに努めます。	健康福祉課
保護者への育児休業等の積極的な取得支援	保護者に対しても育児休業等を積極的に取得するよう働きかけるとともに、保育所等の空き状況に影響される形で、育休を早期に切り上げることがないように、保護者が入所の時期を選択できるよう保育の供給量確保に努めます。	健康福祉課

基本施策2 家族・地域全体での積極的な育児参加

【施策の方向性】

- 女性に偏りがちな育児・家事の負担を軽減するため、男性の育児・家事への参加の啓発、意識改革を促進するための情報発信を行います。
- 住民が一丸となって子どもの成長を見守るまちづくりを目指します。

【主な事業】

事業名	事業内容	担当課等
男女共同参画意識の啓発	男女の平等意識や男女共同参画意識の啓発促進のため、広報活動を推進します。	総務課
父親や祖父母等の育児参加に関する情報の提供	様々な人が積極的に育児に取り組む事例を紹介し、一人の子どもに対してより多くの大人が関わる環境づくりに努めます。	こども家庭センター
地域全体で子どもの成長を見守るまちづくり	子どもを「地域みんなの宝」ととらえ、子どもが地域の繋がりの中で地域全体に見守られながら成長できる町づくりを推進します。	健康福祉課

基本施策3 仕事と子育ての両立のための基盤整備

【施策の方向性】

➤就業形態の多様化に対応し、仕事と子育ての両立を図るため、家庭環境や子供の年齢などにより多様化する保育需要に対応した保育サービスの充実を図ります。

【主な事業】

事業名	事業内容	担当課等
認定こども園の普及促進	改正認定こども園法の趣旨を踏まえて、保育所、幼稚園等の教育・保育施設が認定こども園に円滑な移行ができるように事業者の意向に応じて認定こども園に関する情報提供を実施します。	健康福祉課
放課後子ども総合プランの推進	放課後児童を対象に、児童クラブや放課後子供教室等において適切な遊びや生活の場を提供し健全育成を図ります。	健康福祉課 学務課
延長保育事業の推進	保育所等の通常開所時間外の保育ニーズへ対応し、利用者の利便性向上を図ります。	健康福祉課
病後児保育事業の推進	児童が病気の回復期であり、集団保育が困難な場合、需要の動向をみながら、保育所等の専用スペースにおける一時的な預かり保育を実施します。	健康福祉課

基本目標3 地域における子育て支援の充実



基本施策1 相談・情報提供体制の充実

【施策の方向性】

- 子育てをする上で不安や悩みを抱える保護者もみられることから、安心して子育てを行っていくための適切な情報提供と環境の充実を図ります。
- 子育てに関する情報の提供や自主的なサークル活動への支援を行い、子育てネットワークの形成を促進します。

【主な事業】

事業名	事業内容	担当課等
不妊相談の実施	不妊治療で悩んでいる夫婦に対する相談支援を行います。	こども家庭センター
妊産婦訪問指導及び健康相談の推進	妊産婦を対象に家庭訪問を行い、安全な出産ができるよう支援します。また、面接や電話相談により悩みや不安の解消に努めます。	こども家庭センター
新生児訪問指導及び相談の推進	新生児の家庭訪問による保健指導を実施し、育児支援を行うとともに不安の解消に努めます。	こども家庭センター
乳幼児相談の推進	乳幼児とその親を対象（4か月児、7か月児、2歳6か月児、4歳6か月児）に、児童の発育・発達の確認と子育てに関する悩みの相談を行います。	こども家庭センター
子育て相談窓口の設置	子育てに関するさまざまな悩みを抱える保護者が気軽に相談できる体制の整備を図ります。	こども家庭センター
地域子育て支援センター事業	子育て家庭に対する育児相談、情報提供等の育児支援を行います。また、子育てサークルを実施し、親同士のふれあいから子育ての喜びと自信につなげ育児不安の解消を図ります。	健康福祉課
利用者支援事業の実施	保護者が円滑に子ども・子育て支援事業を利用できるように、事業の紹介や利用に向けた調整などを行います。	こども家庭センター
地域活動事業（保健推進委員）の推進	子育ての経験を生かした保健推進委員による子育て等の相談支援活動を行います。	健康福祉課
地域活動事業（食生活改善）の推進	食生活改善推進員による幼児、小学生、高校生及び保護者を対象にした適切な食習慣の自立形成に向けた食育に関する実習等を行います（調理実習や、生活習慣病予防のための親子クッキング教室、寸劇等の開催）。	健康福祉課
地域活動事業（見守り）の推進	地域住民や民間事業者等が実施している子ども食堂や地域食堂などの活動を通し、支援が必要な子どもを早期発見し、関係機関等と情報を共有しながら、地域全体で子どもや子育て世帯への支援体制について検討していきます。	健康福祉課 協働地域づくり 推進課
子育て相談（保育所等）の充実	保育所等において、子育て相談や子育て情報の提供の充実を支援します。また、就学等の際には教育支援委員会での内容等を踏まえ、保護者と協議し、それぞれの子ども達に合った進路決定を支援します。	健康福祉課 学務課
子育て情報提供の推進	町の広報誌や町ホームページ等を活用し、子育て支援に関する分かりやすく、かつ効率的な情報の提供に努めます。	こども家庭センター
アウトリーチによる情報提供の推進	保護者のニーズに基づき、保護者が必要とする情報を保護者にとって身近な場において提供します。	こども家庭センター
子育てサークル事業の推進	子育て家庭が親子の輪を広げ、育児に関する情報交換や相互協力を行うとともに、子育てへの自信と喜びを持つことを目的に事業を推進します。	健康福祉課
小児科・産婦人科オンライン相談事業【新規】	釜石市との共同実施により、小児科医、産婦人科医、助産師にスマートフォンで無料相談できるオンライン相談サービスを実施します。	こども家庭センター

基本施策2 教育・保育サービスの充実

【施策の方向性】

- 保護者の就労の有無に関わらず、すべての子育て家庭の支援のために多種多様な教育・保育サービスの展開を目指します。
- 子どもの最善の利益が守られることに留意しながら、保護者の多様なニーズに応えられるよう、延長保育、一時預かり、病児保育などの提供体制の確保と充実を図ります。
- 保育及び教育の関係者が連携し、幼小の子どもへの学びに対する相互理解を深めながら幼児教育・学校教育の円滑な接続を支援します。(けやき共育の推進)

【主な事業】

事業名	事業内容	担当課等
認定こども園の整備促進	改正認定こども園法の趣旨を踏まえて、事業者の意向に応じて認定こども園への移行を支援します。	健康福祉課
放課後子ども総合プランの推進[再掲]	放課後児童を対象に、児童クラブや放課後子供教室等において適切な遊びや生活の場を提供し健全育成を図ります。	健康福祉課 学務課
通常保育事業の充実	利用者の意向に耳を傾け、保育所等と連携し、事業の充実を図ります。	健康福祉課
延長保育事業の推進[再掲]	保育所等の通常開所時間外の保育ニーズへ対応し、利用者の利便性向上を図ります。	健康福祉課
病後児保育事業の推進[再掲]	児童が病気の回復期であり、集団保育が困難な場合、需要の動向をみながら、保育所等の専用スペースにおける一時的な預かり保育を実施します。	健康福祉課
一時預かり事業の推進	保護者の疾病や冠婚葬祭等の理由により、児童の保育が困難になった場合に、教育・保育施設に在籍していない児童を一時的に預かる保育事業の充実を図ります。	健康福祉課
障がい児保育事業の推進	保育所等において、軽・中程度の障がい児を受け入れ、集団保育を行うことにより健全育成を図ります。	健康福祉課
幼稚園における預かり保育(または幼稚園型の一時的預かり事業)の推進	在籍している園児を対象とした通常教育時間終了後の預かり保育の推進を図ります。	健康福祉課
保育所等地域活動事業の推進	保育所等の有する専門機能を活用した世代間交流や異年齢児交流等の事業の継続推進を図ります。	健康福祉課
保育所等と小中一貫校の連携	保育所等から小中一貫校入学を円滑に移行させるための連携を強化します。	学務課 健康福祉課
職員研修の実施	教育・保育に携わる職員の専門性向上を図るため必要に応じて研修を行います。	健康福祉課 学務課
幼稚園教諭と保育士の合同研修の実施	教育と保育を一体的に提供する意義や課題を共有できるよう、幼稚園教諭と保育士の合同研修を必要に応じて行います。	健康福祉課 学務課
教育・保育施設で働く職員のやりがいの醸成	教育・保育施設で働く職員が仕事にやりがいを感じ長く従事できるよう、処遇改善等につながる取組を検討します。	健康福祉課
子育て支援員の養成	子育て支援に参画したい地域の人材を活用する「子育て支援員」の養成に関する研修について、県や近隣自治体などと連携を図り広域的な実施について検討します。	健康福祉課
こどもの居場所づくり事業	町内でこどもの居場所事業を実施する団体等への支援のあり方などについて検討します。	健康福祉課

基本施策3 児童健全育成の充実

【施策の方向性】

- 放課後や休日等に、地域で児童が自主的に参加し、自由に遊べ、学習や体験活動、地域住民との交流活動等を行うことができる安全・安心な居場所づくりを推進します。
- 子どもの非行防止のため、家庭や地域の協力を得ながら関係機関・団体等と連携を図り、共通の理解と認識のもとに非行防止活動と保護の充実を推進していきます。

【主な事業】

事業名	事業内容	担当課等
公民館を活用した子ども向け事業、高齢者との交流事業	公民館を活用した世代間交流、地域文化の伝承活動等を推進し、児童健全育成を図ります。	生涯学習課
校庭開放など学校施設の活用	休日における安全な遊び場づくりに向けた校庭等の活用を行います。	生涯学習課
スポーツ少年団活動の支援およびスポーツ教室の開催	スポーツ活動を通し、心身ともに健康な体力づくりを目的とした、スポーツ少年団への支援を行います。	生涯学習課
子どもの読書活動の推進	子どもの読書活動の推進を図り、本を通して子どもの健全な成長を促す事業を行います。	生涯学習課 図書館
保育所等の園庭開放の推進	在宅児童や親等に園庭を開放し、遊び場や交流の機会を提供します。	健康福祉課
青少年相談事業の充実	スクールソーシャルワーカーを配置し、関係機関との連携を強化するとともに、青少年期における悩みの相談事業を充実させ、必要な支援へつなげます。	学務課
非行防止運動の推進	学校・家庭・地域及び関係機関、諸団体の連携を深め青少年の非行防止に資する活動を行います。	学務課

基本施策4 経済的支援の充実

【施策の方向性】

➤子育て家庭の経済的な負担を軽減するため、子どもの医療費の支給、児童手当の支給など、各種の経済的支援制度の充実を図り、安定した子育て環境の維持、確立を目指します。

【主な事業】

事業名	事業内容	担当課等
子ども医療費・妊産婦医療費の支給	子ども、妊産婦に対して医療費の一部を支給することで心身の健康を保持し生活の安定を図ります。	町民課
妊婦一般健康診査費用の助成	妊婦を対象とした医療機関における健康診査費用の助成を行い、安全な出産と母子の健康確保に努めます。	こども家庭センター
乳児一般健康診査費用の助成	乳児を対象に医療機関における健康診査費用の助成を行い、乳児の健康確保に努めます。	こども家庭センター
保育料の無償化	国の幼児教育・保育無償化の範囲を拡大し、保育所等に通う子どもに係る保育料を無償とし、子育て世帯の経済的負担の軽減に努めます。	健康福祉課
副食費の実質的な無償化	保育所等を利用する子どもに係る副食費相当分を各園に補助し、保護者からの副食費徴収をなくし、副食費相当分を実質無償化します。	健康福祉課
子育てのための施設等利用給付の円滑な実施	幼稚園、認定こども園、認可外保育施設等の利用者に対する相談・情報提供体制の充実、関係機関との連携を図り、保護者の経済的負担の軽減や利便性を勘案し、公正かつ適正な給付を進めます。 特定子ども・子育て支援施設等の確認や公示、指導監督等の法に基づく事務の執行や権限の行使については、県と緊密に調整を行い、連携を取っていきます。	健康福祉課
妊婦のための支援給付の実施	妊娠期からの切れ目ない支援を行うため、妊婦等包括相談支援事業等と組み合わせて実施し、妊婦の認定及び妊娠しているこどもの数の認定時に支援金を支給することにより、妊婦等の身体的、精神的ケア及び経済的支援を実施します。	こども家庭センター
児童手当の支給	児童を養育している家庭の生活の安定と児童の健全な育成を図るため手当を支給します。	健康福祉課
児童扶養手当の支給	父または母と生計を同じくしていない児童を養育している世帯の生活の安定と自立を促進するため手当を支給します。	健康福祉課
特別児童扶養手当の支給	身体や精神に一定の障がいがある在宅障がい児の監護・養育者に対し福祉の増進に寄与するため手当を支給します。	健康福祉課
重度心身障がい児(者)医療費の支給	重度心身障がい児(者)に医療費の一部を支給することで心身の健康を保持し生活の安定を図ります。	町民課
ひとり親家庭医療費の支給	ひとり親家庭に対して医療費の一部を支給することで心身の健康を保持し生活の安定を図ります。	町民課
母子父子寡婦福祉資金の貸付	福祉資金の貸付を行い、母子父子家庭または寡婦の経済的自立と生活意欲の助長およびその児童(子ども)の福祉向上を図ります。	健康福祉課
すこやか子育て医療費給付事業	高校生以下の子どもの医療費の全部を支給することで子どもの健全な育成及び安心して子どもを生み育てることができる社会の実現を図ります。	町民課
妊産婦アクセス支援事業	令和3年10月からの県立釜石病院の分娩休止に伴い、県立大船渡病院及び宮古病院等に通院を余儀なくされた当町の妊産婦に対して、交通費等を助成します。	こども家庭センター
いわて子育て応援在宅育児支援	令和5年度から岩手県が実施する「いわて子育て応援在宅育児支援金」を活用し、教育・保育施設を利用せずに、在宅で育児を行っている世帯の経済的負担を軽減します。なお、県では第2子以降を対象としているが、町単独施策として、対象を拡大し第1子から対象とします。	健康福祉課

基本目標4 子どもの健やかな成長に向けた教育環境の充実



基本施策1 次代の親の育成

【施策の方向性】

- 男女が協力して家庭を築くことや子どもを産み育てることの意義について、教育や啓発を進め次代の親となる子どもたちの豊かな人間性の形成を図るため、乳幼児とのふれあいを通じて、他者への思いやり、命の尊厳などを学ぶことができる機会を提供します。
- 職場優先の意識や男女の固定的な役割分担意識を是正し、「仕事と生活の調和の実現」を目指し、いきいきと子どもを育む親の意識醸成を促進するため、地域や家庭、職場、学校教育等を通じ、男女平等意識や男女共同参画意識の普及定着を図ります。

【主な事業】

事業名	事業内容	担当課等
思春期ふれあい体験学習の実施	子育ての楽しさを知り、育児に希望が持てるようなふれあいの場を創出します。(思春期講座と併せて実施)	こども家庭センター
職場体験の充実	中学校期、高等学校期における様々な職場での体験活動の推進と「職業」や「仕事」に対する意識啓発を図ります。	学務課
男女共同参画意識の啓発[再掲]	男女の平等意識や男女共同参画意識の啓発促進のため、計画を策定し、広報活動を推進します。	総務課

基本施策2 子どもの生きる力の育成に向けた学校教育の推進

【施策の方向性】

- 自ら学び、自ら考え、主体的に判断してよりよく問題を解決する力や、豊かな人間性、健康と体力などの「生きる力」を育成するため、確かな学力の向上と心の教育の充実を目指します。
- 児童生徒のひきこもり、不登校、いじめ問題、性に関する悩みなどに対応するため、教職員の研修や学校医、関係機関の連携などを図りながら相談体制の充実に努めます。

【主な事業】

事業名	事業内容	担当課等
個々の学力に応じた多様な指導方法の充実	個別最適化学習や少人数指導、チーム・ティーチング(TT)、ICTなどを積極的に取り入れ、個々に応じたきめ細かな指導に努めます。	学務課
外国語指導助手(ALT)の活用	外国語指導助手(ALT)を全ての町立小中学校へ派遣し、国際理解や外国語教育の充実を図ります。	学務課
芸術鑑賞会の実施	舞台芸術等を鑑賞することで、子どもたちの才能を引き出すことや、感受性豊かな心の形成を図ります。	生涯学習課
ふるさと科の実施	地域の人材や素材を授業内容に取り入れ、地域との交流を活発に行います。また、海産物の養殖体験を通じた漁業者との交流により働くことの大切さや喜びの修得を図ります。	学務課
コミュニティ・スクールの推進	保護者・地域・関係機関等に理解を図りながら、学校運営を行うようコミュニティ・スクールを推進します。	学務課
学校施設の整備	学習活動にふさわしい教育環境を確保し、人間性豊かな児童・生徒を育成するための教育施設の整備に努めます。	学務課
放課後等学習支援活動事業	学校や家庭ではない放課後の居場所で、主体性のある豊かな学び・体験を通し、これからの時代を主体的に生きる力を育みます。	学務課
子どもの読書活動の推進[再掲]	子どもの読書活動推進事業の基本計画に基づき、本を通して子どもの健全な成長を促す事業を行います。	生涯学習課 図書館

基本施策3 家庭や地域の教育力の向上

【施策の方向性】

➤子育て家庭の孤立、負担の軽減等、子育て家庭を支えていくため、学校・家庭・地域がそれぞれの役割を自覚し、連携・協力し地域全体で子どもを育てられるように支援します。

【主な事業】

事業名	事業内容	担当課等
家庭教育講座の開催	子育て家庭、地域の教育力向上のため、「家庭教育講座」を開催します。	生涯学習課
生涯学習の推進	町民一人ひとりが心豊かに充実した人生を築くため、子どもから高齢者まで人生各期において主体的に学習活動を行えるよう生涯学習計画を推進します。	生涯学習課
スポーツ少年団活動の支援およびスポーツ教室の開催[再掲]	スポーツ活動を通し、心身ともに健康な体力づくりを目的とした、スポーツ少年団への支援を行います。	生涯学習課

基本目標5 支援を必要とする子どもや家庭への取組の推進



基本施策1 児童虐待防止対策の充実

【施策の方向性】

➤児童虐待が起こらないための取り組みを進めるとともに、児童虐待が起こった場合にも早期に発見し、対策ができるように関係機関と連携して取り組みます。

➤地域全体で虐待防止に取り組む機運を醸成するとともに、虐待に関する通告義務の周知を図っていきます。

【主な事業】

事業名	事業内容	担当課等
要保護児童対策地域協議会の運用	関係各課、民生児童委員や関係機関との情報交換による児童虐待の防止・早期発見、援助及び啓発活動の充実を図ります。	こども家庭センター
児童家庭相談の充実	家庭児童相談等の即応体制の整備を図ります。	こども家庭センター
児童虐待に関する関係者会議の運用	保育所・幼稚園・認定こども園・学校・主任児童委員及び民生児童委員等と連携し、あらゆる機会において児童虐待の早期発見と予防に努めます。	こども家庭センター
虐待防止ネットワーク等の活用	児童相談所、広域振興局等関係機関との情報交換による児童虐待の実態把握を行うとともに、児童虐待防止に関するサポート及び児童相談所全国共通ダイヤル『189(いちはやく)』などの周知・啓発活動を推進します。	こども家庭センター

基本施策2 ひとり親家庭等の自立支援の推進

【施策の方向性】

- 親が安心して子育てをしながら就労できるよう、子育て支援策を促進するとともに、ひとり親家庭等の安定的就労や自立に向けた支援策の充実を図ります。
- ひとり親家庭等に対する相談体制の充実を図り、各種施策や取り組みについての情報提供を推進します。

【主な事業】

事業名	事業内容	担当課等
ひとり親家庭等の親への自立・就業支援	ひとり親家庭の自立と就業支援を目的とした相談事業を推進します。	健康福祉課
女性相談の充実	婦人の抱える諸問題に対する悩みや不安を、女性相談員による相談・助言・指導による解消・軽減を図ります。	こども家庭センター
準要保護児童世帯への支援	要保護世帯に準ずる世帯に対し学用品、給食費等費用の支給を行います。	学務課
児童扶養手当の支給 [再掲]	父または母と生計を同じくしていない児童を養育している世帯の生活の安定と自立を促進するため手当を支給します。	健康福祉課
ひとり親家庭医療費支給 [再掲]	ひとり親家庭に対して医療費の一部を支給することで心身の健康を保持し生活の安定を図ります。	町民課
母子父子寡婦福祉資金の貸付[再掲]	福祉資金の貸付を行い、母子父子家庭または寡婦の経済的自立と生活意欲の助長及びその児童(子ども)の福祉向上を図ります。	健康福祉課
ひとり親家庭への教育・保育及び地域子ども子育て支援事業の優先利用	ひとり親家庭の自立と就業支援を目的として、教育・保育及び地域子ども子育て支援事業について優先的に利用できるよう努めます。	健康福祉課

基本施策3 障がい児施策の充実

【施策の方向性】

- すべての人々が普通に暮らしていけるような「ノーマライゼーション」の理念に基づいて、障がい児の健全な発達とその親を温かく見守る環境を社会全体で推進します。
- 障がいのある子どもやその家族が抱える様々な問題に対応するため、福祉、保健、教育の各関係機関によるネットワークの構築と機能の向上に取り組んでいきます。

【主な事業】

事業名	事業内容	担当課等
障がい児保育事業の推進[再掲]	保育所等において、軽・中程度の障がい児を受け入れ、集団保育を行うことにより健全育成を図ります。	健康福祉課
巡回児童相談の実施	障がいがあると思われる児童の養育や療育に関する助言指導等を行います。	こども家庭センター
短期入所事業の充実	保護者の疾病等により、家庭において障がい児を一時的に介護できない時、入所施設で一時的に児童を預かります。	健康福祉課
特別児童扶養手当の支給[再掲]	身体や精神に一定の障がいがある在宅障がい児の監護・養育者に対し福祉の増進に寄与するため手当を支給します。	健康福祉課
障害児福祉手当の支給	日常生活において常時介護が必要な重度の障がいを有する児童の負担の軽減の一助として手当を支給する。	健康福祉課
重度心身障がい児(者)医療費の支給[再掲]	重度心身障がい児(者)に医療費の一部を支給することで心身の健康を保持し生活の安定を図ります。	町民課
障害児通所支援の充実	障がいのある未就学児への発達支援、就学している障がいのある児童が放課後等に利用できる放課後等デイサービス等を円滑に実施し、障がいがある児童の健全育成に努めます。	健康福祉課
特別支援教育の充実	発育や発音に不安のある幼児に対する療育指導教室を開催します。	こども家庭センター 学務課
特別支援教育支援員の配置	学校に特別支援教育支援員を配置し、特別支援学級に在籍する児童の授業支援や、障がいの有無にかかわらず、支援が必要な児童の学習支援を行います。	学務課
特別支援学校との連携	特別支援学校に通学する子ども達が安心して教育を受けることができるよう、町ができる支援について検討していきます。	学務課

基本施策4 子どもの貧困やヤングケアラー対策の推進

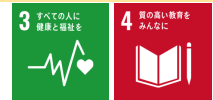
【施策の方向性】

- 子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、経済的に困窮している世帯等、支援が必要な家庭の現状把握に努め、子どもやその保護者へそれぞれの状況に応じた適切な支援を行います。
- ヤングケアラーは、子どもたちの権利を侵害する重大な問題である一方、家庭内のデリケートな問題でもあり、表面化しにくいことから、実態把握を推進しつつ、適切かつ包括的なサポートができるように体制の整備・強化を図ります。

【主な事業】

事業名	事業内容	担当課等
放課後等学習支援活動事業[再掲]	学校や家庭ではない放課後の居場所で、主体性のある豊かな学び・体験を通し、これからの時代を主体的に生きる力を育みます。	学務課
児童家庭相談の充実[再掲]	家庭児童相談等の即応体制の整備を図ります。	こども家庭センター
要保護児童対策地域協議会の運用[再掲]	関係各課、民生児童委員や関係機関との情報交換による児童虐待の防止・早期発見、援助及び啓発活動の充実を図ります。	こども家庭センター
ひとり親家庭等の親への自立・就業支援[再掲]	ひとり親家庭の自立と就業支援を目的とした相談事業を推進します。	健康福祉課
児童扶養手当の支給[再掲]	父または母と生計を同じくしていない児童を養育している世帯の生活の安定と自立を促進するため手当を支給します。	健康福祉課
ひとり親家庭医療費支給[再掲]	ひとり親家庭に対して医療費の一部を支給することで心身の健康を保持し生活の安定を図ります。	町民課
母子父子寡婦福祉資金の貸付[再掲]	福祉資金の貸付を行い、母子父子家庭または寡婦の経済的自立と生活意欲の助長及びその児童（子ども）の福祉向上を図ります。	健康福祉課
児童手当の支給[再掲]	児童を養育している家庭の生活の安定と児童の健全な育成を図るため手当を支給します。 ※令和6年10月分（12月支給分）から児童手当が拡充。	健康福祉課
児童扶養手当の支給[再掲]	父または母と生計を同じくしていない児童を養育している世帯の生活の安定と自立を促進するため手当を支給します。	健康福祉課
こどもの居場所づくり事業 [再掲]	町内でこどもの居場所事業を実施する団体等への支援のあり方などについて検討します。	健康福祉課

基本目標6 母親と子どもの健康の確保及び増進



基本施策1 母親や子どもの健康の確保

【施策の方向性】

- 心穏やかに妊娠・出産できるよう、関係機関との連携を図り、妊娠初期からの妊産婦への保健指導や健康管理支援の充実を図ります。
- ゆったりとした気持ちで子育てができるよう、子どもの成長に合わせた健康教育・健康相談・健康診査・保健指導など一貫した切れ目のない保健サービスを提供するとともに、きめ細かな母子保健の充実に努めます。

【主な事業】

事業名	事業内容	担当課等
母子健康手帳の交付	妊娠・出産・育児まで、一貫した健康状態等を記録するための手帳を交付し、安全な出産と母子の健康確保に努めます。	こども家庭センター
妊産婦訪問指導及び健康相談の推進[再掲]	妊産婦を対象に家庭訪問を行い、安全な出産ができるよう支援していきます。また、面接や電話相談により悩みや不安の解消に努めます。	こども家庭センター
乳幼児相談の推進[再掲]	乳幼児とその親を対象（4か月児、7か月児、2歳6か月児、4歳6か月児）に、児の発育・発達の確認と子育てに関する悩みの相談を行います。	こども家庭センター
新生児訪問指導及び相談の推進[再掲]	新生児の家庭訪問による保健指導を実施し、育児支援を行うとともに不安の解消に努めます。	こども家庭センター
幼児歯科健診	虫歯の予防、早期発見を目的とし、歯科検診及びフッ素塗布の受診券を発行します。	健康福祉課
妊婦歯科検診	歯周病予防、早期発見を目的とし、受診券発行。	健康福祉課
小児救急の啓発	乳幼児とその親を対象（1歳6か月児、3歳児）に、医師より小児救急についての講話を行います。	こども家庭センター
1歳6か月児健康診査・3歳児健康診査の実施	定期的な身体測定、内科医師及び歯科医師の診察、保健指導などを行うことで、幼児の健康確保と異常の早期発見に努めます。	こども家庭センター
小児肥満予防指導の実施	2歳6か月児相談、3歳児健康診査、4歳6か月児相談において肥満＋10%以上であった幼児及びその他栄養指導が必要とされた児の家族に対し、食習慣等の生活習慣の指導を行います。	こども家庭センター
予防接種の実施	「予防接種法」に基づく予防接種を行い、乳幼児等の健康確保に努めます。	健康福祉課
不妊相談の実施[再掲]	不妊治療で悩んでいる夫婦に対する相談支援を行います。	こども家庭センター
小児科・産婦人科オンライン相談事業【新規】[再掲]	釜石市との共同実施により、小児科医、産婦人科医、助産師にスマートフォンで無料相談できるオンライン相談サービスを実施します。	こども家庭センター

基本施策2 食育の推進

【施策の方向性】

- 子どもの健やかな心身の発達のためには、食事が重要です。食事は、家族のコミュニケーションの機会でもあり、家族団らんの場を介して子どもたちの様子を把握するために、保護者への啓発活動を行います。
- 子ども一人ひとりの食べる力を豊かに育むために、幼少期からの食育活動を積極的に実践し、食の大切さや地域に伝わる食生活や食文化への関心を高めていきます。

【主な事業】

事業名	事業内容	担当課等
食育事業の推進	食事の楽しさや、大切さを学び、元気な体、豊かな心を育むとともに、講和や指導、調理実習等（親と子の食生活共同体験学習）を開催し、食育事業を推進します。	健康福祉課
離乳食指導の推進	乳幼児（4か月児、7か月児）を持つ親に対する離乳食の進め方や、食習慣について指導します。	こども家庭センター
学校給食の推進	食は生きていくうえでの基本的な営みであることから、食べることの大切さ、規則正しい食生活習慣を指導します。	学務課
地域活動事業（食生活改善）の推進[再掲]	食生活改善推進員による幼児、小学生、高校生及び保護者を対象にした適切な食習慣の自立形成に向けた食育の支援を行います（調理実習や、生活習慣病予防のための親子クッキング教室、寸劇等の開催）。	健康福祉課

基本施策3 思春期保健対策の充実

【施策の方向性】

- 思春期は、子どもから大人へと成長・発達していく重要な時期であることから、家庭・学校・地域・関係機関と連携を図りながら、健康教育と相談事業の充実を図るとともに、アルコール依存や喫煙、薬物乱用、性行動等について啓発活動を進めていきます。
- いじめや不登校等により学びたくても学べない児童・生徒については、家庭・学校・地域・関係機関と連携し、児童・生徒の心身の健全な発育を支える環境づくりに努めます。

【主な事業】

事業名	事業内容	担当課等
健全母性育成事業（健康教育）の推進	思春期講座等により、性に関する正しい知識と相談先の啓発・普及を進め、生徒の健全教育を図ります。	こども家庭センター
健康づくり連絡会の開催	学校保健や地域保健の情報の共有化を図る会議を開催し、学校や地域が連携し思春期保健対策に取り組める体制づくりを推進します。	こども家庭センター
学校における思春期保健教育	児童生徒の発達段階に合わせながら、体育の保健領域を中心として、生命尊重、性、薬物乱用防止の指導を心身の安全確保の視点から推進します。	学務課

第5章 子ども・子育て支援事業計画の見込み

第5章 子ども・子育て支援事業計画の見込み

1 教育・保育の提供

(1) 教育・保育提供区域の設定

本町の「教育・保育提供区域」は、各事業が広域的に利用されていることから、教育・保育事業、地域子育て支援事業ともに「町全体を1つの区域」として設定し、必要な提供体制を確保していきます。

■教育・保育事業と地域子育て支援事業

1. 教育・保育事業

- (1) 特定教育保育施設(1号認定・2号認定・3号認定)
- (2) 地域型保育事業所(小規模保育・家庭的保育・居宅訪問型保育・事業所内保育)

2. 地域子育て支援事業

- (1) 利用者支援事業
- (2) 地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター)
- (3) 妊婦健康診査事業
- (4) 乳児家庭全戸訪問事業
- (5) 養育支援訪問事業
- (6) 子育て短期支援事業(ショートステイ)
- (7) 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)
- (8) 一時預かり事業(幼稚園型)
- (9) 一時預かり事業(幼稚園を除く)
- (10) 時間外保育事業
- (11) 病児・病後児保育事業
- (12) 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)
- (13) 妊婦等包括相談支援事業【令和6年 新設】
- (14) 産後ケア事業【令和6年 新設】
- (15) 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)【令和6年 新設】
- (16) 子育て世帯訪問支援事業
- (17) 児童育成支援拠点事業
- (18) 親子関係形成支援事業
- (19) 実費徴収に係る補足給付を行う事業
- (20) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

※「子育て世帯訪問支援事業」、「児童育成支援拠点事業」、「親子関係形成支援事業」は、令和4年の児童福祉法改正に伴い新設された事業です。「妊婦等包括相談支援事業」、「産後ケア事業」、「乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)」は、令和6年の児童福祉法、子ども・子育て支援法の改正に伴い新設された事業です。

(2) 認定区分

子ども・子育て支援制度のもと、子どもと子育て家庭が、認定こども園、幼稚園、保育所等を利用するにあたり、教育・保育を受けるための認定（保育の必要性の認定）を受ける必要があります。

認定は、1号認定、2号認定、3号認定の3つの区分があり、子どもの年齢や保育を必要とする事由、保護者の就労時間、その他優先すべき事情等を勘案して決定されます。認定区分ごとに、利用できる施設や事業が決められています。

■ 認定区分

区分		1号認定	2号認定		3号認定
対象となる子ども		3歳以上	3歳以上		3歳未満
		保育の必要性なし (幼児期の教育のみ)	保育の必要性あり		保育の必要性あり
			(教育ニーズあり)	(教育ニーズなし)	
利用 可能 施設	幼稚園	1	0		
	保育所			1	1
	認定こども園	4	0	4	4
	地域型保育事業				1

2 幼児期の教育・保育の量の見込みと提供体制

(1) 1号認定(3歳以上／教育ニーズ)

■第2期計画の実績

(単位:人)

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	74	71	71	51	51
確保の方策②	94	104	104	77	77
幼稚園、認定こども園	94	104	104	77	77
確認を受けない幼稚園	-	-	-	-	-
実績値③	72	55	53	52	56
率(②/③)	76.6%	52.9%	51.0%	67.5%	72.7%

■第3期計画の見込みと確保方策

(単位:人)

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	45	43	40	42	41
確保の方策②	54	54	54	54	54
幼稚園、認定こども園	54	54	54	54	54
確認を受けない幼稚園	-	-	-	-	-
過不足(②-①)	9	11	14	12	13

【事業実施に対する考え方】

町内には、幼稚園が1施設、認定こども園が4施設となっています。

今後の量の見込みについては僅かに減少傾向で推移することから、現在の施設において必要な事業量は確保される見込みです。

(2) 2号認定(3歳以上／保育ニーズ)

■第2期計画の実績

(単位:人)

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	181	170	170	167	162
確保の方策②	175	175	175	175	175
保育所、認定こども園	175	175	175	175	175
認可外保育施設	-	-	-	-	-
実績値③	159	175	155	144	128
率(②/③)	90.9%	100.0%	88.6%	82.3%	73.1%

■第3期計画の見込みと確保方策

(単位:人)

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	128	121	114	120	116
確保の方策②	133	133	133	133	133
保育所、認定こども園	133	133	133	133	133
認可外保育施設	-	-	-	-	-
過不足(②-①)	5	12	19	13	17

【事業実施に対する考え方】

町内には、私立保育園が1施設、認定こども園が4施設となっています。

今後の量の見込みについては僅かに減少傾向で推移することから、現在の施設において必要な事業量は確保される見込みです。

(3) 3号認定(3歳未満／保育ニーズ)

①0歳児

■第2期計画の実績

(単位:人)

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	26	25	25	22	22
確保の方策②	25	25	25	25	25
保育所、認定こども園	22	22	22	22	22
特定地域型保育施設	3	3	3	3	3
認可外保育施設	-	-	-	-	-
実績値③	39	46	31	45	45
率(②/③)	156.0%	184.0%	124.0%	180.0%	180.0%

■第3期計画の見込みと確保方策

(単位:人)

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	35	34	33	32	32
確保の方策②	39	39	39	39	39
保育所、認定こども園	36	36	36	36	36
特定地域型保育施設	3	3	3	3	3
認可外保育施設	-	-	-	-	-
過不足(②-①)	4	5	6	7	7

【事業実施に対する考え方】

今後の量の見込みについては概ね横ばい傾向で推移すると見込まれることから、現在の施設において必要な事業量は確保される見込みです。

② 1・2歳児

■第2期計画の実績

(単位:人)

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	109	106	102	100	98
確保の方策②	105	105	105	105	105
保育所、認定こども園	93	93	93	93	93
特定地域型保育施設	12	12	12	12	12
認可外保育施設	-	-	-	-	-
実績値③	118	106	108	91	91
率(②/③)	112.4%	101.0%	102.9%	86.7%	86.7%

■第3期計画の見込みと確保方策

(単位:人)

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	79	77	74	72	69
確保の方策②	83	83	83	83	83
保育所、認定こども園	71	71	71	71	71
特定地域型保育施設	12	12	12	12	12
認可外保育施設	-	-	-	-	-
過不足(②-①)	4	6	9	11	14

【事業実施に対する考え方】

今後の量の見込みについては減少傾向で推移すると見込まれることから、現在の施設において必要な事業量は確保される見込みです。

【参考】

■第2期計画 3歳未満の子どもの保育の利用率

(単位:人)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
保育利用者数①	126	121	119	106	91
児童数②	201	183	165	151	130
利用率(①/②)	62.7%	66.1%	72.1%	70.2%	70.0%

■第3期計画 3歳未満の子どもの保育の利用率

(単位:人)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
保育利用者数①	114	111	107	104	101
児童数②	151	147	142	137	133
利用率(①/②)	75.5%	75.5%	75.4%	75.9%	75.9%

3 地域子ども・子育て支援事業の見込みと提供体制

(1) 利用者支援事業

【事業内容】

子どもとその保護者が、幼稚園・保育所・認定子ども園等の施設選択や一時預かり事業、放課後児童クラブ等の子育て支援事業を円滑に利用できるよう、利用者の身近な所で情報収集・提供、相談対応、助言を行うとともに関係機関との連絡調整などを行います。

【事業実施に対する考え方】

町全体で1つの教育・保育提供区域を設定することから、引き続き、利用者支援事業を1か所設置(健康福祉課窓口)し必要な事業量の確保を図ります。
今後も健康福祉課において、随時相談や助言など対応します。

(2) 地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター)

【事業内容】

乳幼児及びその保護者が相互に交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行います。

■第2期計画の実績

(単位：人回)

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	3,700	3,700	3,700	3,700	3,700
実績値	955	943	953	1,138	1,138

■第3期計画の見込みと確保方策

(単位：人回)

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1,150	1,150	1,155	1,155	1,155
確保の方策	実施場所：子育て支援センター 実施時期：通年				

【事業実施に対する考え方】

現在、町内2か所の子育て支援センターで実施しており、それぞれの地域性を踏まえた子育て支援活動を展開します。

(3) 妊婦健康診査事業

【事業内容】

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、必要に応じて、妊婦に対する健康診査を実施します。

■第2期計画の実績

(単位：人回)

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	110	110	110	110	110
実績値	88	43	77	63	63

■第3期計画の見込みと確保方策

(単位：人回)

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	70	70	70	70	70
確保の方策	実施場所：県内の医療機関 実施体制：事業委託 実施時期：通年				

【事業実施に対する考え方】

事業の性質上、町内のすべての妊婦の受診を見込んでいますが、現状の体制で確保されません。今後も関係機関と連携し受診機会の提供を図ります。

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

【事業内容】

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行います。

■第2期計画の実績

(単位：人)

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	63	61	60	58	56
実績値	55	23	58	36	36

■第3期計画の見込みと確保方策

(単位：人)

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	48	48	46	46	46
確保の方策	実施体制：町の保健師が実施 実施機関：大槌町				

【事業実施に対する考え方】

事業実施については、助産師、保健師等による訪問を行っており、今後も同様の体制で実施します。

(5) 養育支援訪問事業

【事業内容】

乳児家庭全戸訪問やその他の保健事業等で把握した養育支援が必要な家庭を訪問して、保護者の相談指導や育児等の養育能力向上のための支援を行います。

■第2期計画の実績

(単位：人)

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	5	5	5	5	5
実績値	46	32	32	23	23

■第3期計画の見込みと確保方策

(単位：人)

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	25	25	25	25	25
確保の方策	実施体制：町の保健師が実施 実施機関：大槌町				

【事業実施に対する考え方】

保健師、助産師等による訪問を行っており、今後も同様の体制で実施します。
また、虐待防止のためのネットワークの連携体制の強化、充実に努めます。

(6) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

【事業内容】

保護者の病気や仕事などの理由で、一時的に家庭で子どもを養育することが困難になった場合に、児童養護施設等で宿泊を伴う養育・保護を行います。

■第2期計画の実績

(単位：人回)

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	—	—	—	—	—
実績値	—	—	—	—	—

■第3期計画の見込みと確保方策

(単位：人回)

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	10	10	10	10	10
確保の方策	10	10	10	10	10

【事業実施に対する考え方】

本町には実施可能な児童養護施設等がないため、町外の施設と連携・協力し適切に対応します。

(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

【事業内容】

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員とし、児童の預かり等の援助を希望する者（依頼会員）と、援助を行うことを希望する者（提供会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を行います。

■第2期計画の実績

(単位：人)

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	—	—	—	—	—
実績値	—	—	—	—	—

■第3期計画の見込みと確保方策

(単位：人)

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	10	10	10	10	10
確保の方策	10	10	10	10	10

【事業実施に対する考え方】

本事業については広域で実施し、町内での早期受け入れ開始を目指します。

(8) 一時預かり事業（幼稚園型）

【事業内容】

保護者の就労や疾病などによる入院、病気等で家庭での保育が困難になった園児を幼稚園、認定こども園の教育時間の前後に預かります。

■第2期計画の実績

(単位：人日)

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	6,573	7,218	7,218	7,218	7,218
確保の方策	6,573	7,218	7,218	7,218	7,218
実績値	5,928	5,565	5,796	3,374	3,374

■第3期計画の見込みと確保方策

(単位：人日)

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	3,780	3,612	3,360	3,528	3,444
確保の方策②	3,780	3,612	3,360	3,528	3,444
過不足(②-①)	0	0	0	0	0

【事業実施に対する考え方】

本事業については、利用希望があれば、全て受け入れていることから、現状の施設でニーズは確保されています。今後も新たなニーズの把握に努め、利用希望があれば、随時対応していきます。

(9) 一時預かり事業（幼稚園を除く）

【事業内容】

常態として保育サービスに児童を預けていない保護者が、買い物等の私用や冠婚葬祭、病気、リフレッシュなどのために、一時的に子どもを預けたいとき、施設において昼間の時間帯で預かる保育サービスです。

■第2期計画の実績

(単位：人)

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	28	28	28	28	28
確保の方策	28	28	28	28	28
実績値	32	32	32	39	39

■第3期計画の見込みと確保方策

(単位：人)

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	30	30	30	30	30
確保の方策②	30	30	30	30	30
過不足(②-①)	0	0	0	0	0

【事業実施に対する考え方】

おおつちこども園における一時預かり事業の実施を引き続き支援するとともに、事業の必要がある場合には適切に対応します。

(10) 時間外保育事業

【事業内容】

通常保育の時間を超える保育需要への対応を図るため、保育認定を受けた子どもについて、認定こども園、保育所等で、通常の利用日及び利用時間帯以外の保育を実施します。

■第2期計画の実績

(単位：人)

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	65	65	65	65	65
確保の方策	65	65	65	65	65
実績値	37	37	32	32	32

■第3期計画の見込みと確保方策

(単位：人)

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	33	32	31	31	30
確保の方策②	33	32	31	31	30
過不足(②-①)	0	0	0	0	0

【事業実施に対する考え方】

現行の体制で量の見込みについては確保できるため、引き続き各施設の取り組みを支援します。

(11) 病児・病後児保育事業

【事業内容】

保育園・認定こども園・幼稚園等に通うお子さんが、病気又は病気回復期等にあるため保育園などに預けることができない場合で、保護者が就労、傷病、事故、出産、冠婚葬祭などの理由により、家庭での育児が困難なときに、病院・保育園等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行います。

■第2期計画の実績

(単位：人日)

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	107	107	107	107	107
確保の方策	107	107	107	107	107
実績値	99	75	129	100	100

■第3期計画の見込みと確保方策

(単位：人日)

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	100	100	100	100	100
確保の方策②	100	100	100	100	100
過不足(②-①)	0	0	0	0	0

【事業実施に対する考え方】

当町ではつつみこども園が「体調不良児型保育」を実施しています。

釜石市の「病後児保育室」が大槌町民も使えるようになっていますが、「病児保育」については該当施設がないことから、町内あるいは圏域団体と協議しながら実施について検討していきます。

●病児保育の種類

病 児 対 応 型：児童が病気の「回復期に至らない場合」であり、かつ、当面の症状の急変が認められない場合において、当該児童を病院・診療所、保育所等に付設された専用スペース又は本事業のための専用施設で一時的に保育する事業。

病 後 児 対 応 型：児童が病気の「回復期」であり、かつ、集団保育が困難な期間において、当該児童を病院・診療所、保育所等に付設された専用スペース又は本事業のための専用施設で一時的に保育する事業。

体 調 不 良 児 型：児童が保育中に微熱を出すなど「体調不良」となった場合において、安心かつ安全な体制を確保することで、保育所等における緊急的な対応を図る事業及び保育所等に通所する児童に対して保健的な対応を図る事業。

非施設型（訪問型）：児童が「回復期に至らない場合」又は「回復期」であり、かつ、集団保育が困難な期間において、当該児童の自宅において一時的に保育する事業。

(12) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

【事業内容】

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、放課後に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ります。

■第2期計画の実績

(単位：人)

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	94	94	94	80	80
確保の方策	94	94	94	98	98
実績値	94	84	83	95	92

■第3期計画の見込みと確保方策

(単位：人)

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	90	90	86	73	72
1年生	28	33	27	25	25
2年生	32	29	34	24	26
3年生	18	16	14	14	12
4年生	6	7	6	5	5
5年生	3	2	3	2	2
6年生	3	3	2	3	2
確保の方策②	98	98	98	98	98
過不足(②-①)	8	8	12	25	26

【事業実施に対する考え方】

現在町内では、2か所で実施しています。今後は、放課後児童クラブの需要を見ながら、指導員の確保、適正な受け入れ人数の規模、事業の実施形態などを総合的に検討していきます。

(13) 妊婦等包括相談支援事業

【事業内容】

令和6年の児童福祉法改正に伴い新設された事業で、妊婦及びその配偶者等に対して、面談等により、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境その他の状況の把握を行うほか、母子保健及び子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行います。

■第2期計画期間の実績

(単位：人)

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績値	—	—	—	—	35

■第3期計画の見込みと確保方策

(単位：人)

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	48	46	45	43	42
確保の方策②	48	46	45	43	42
過不足(②-①)	0	0	0	0	0

【事業実施に対する考え方】

安心して出産を迎えられるように、事業の周知を進めるとともに、支援を必要とする人へ適切な支援を行います。

(14) 産後ケア事業

【事業内容】

令和6年の子ども・子育て支援法の改正に伴い、産後ケア事業が地域子ども・子育て支援事業に位置付けられました。産後に心身の不調や育児不安等がある母親とその子を対象に、母親の心身のケアや育児サポート等を行います。

■第2期計画期間の実績

(単位：人日)

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績値	—	—	4	8	20

■第3期計画の見込みと確保方策

(単位：人日)

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	24	24	24	24	24
確保の方策②	24	24	24	24	24
過不足(②-①)	0	0	0	0	0

【事業実施に対する考え方】

出産直後の母親は心身ともに不安定な状態であることが多く、また、これからの育児に対する大きな不安も抱えていることから、産後の回復や育児に向けたサポートに努めていきます。

(15) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

【事業内容】

令和6年の子ども・子育て支援法の改正に伴い、満3歳未満の就学前の子どもで、子どものための教育・保育給付を受けていない者に適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、子どもと保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための面談や子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行う事業で、月一定時間までの利用可能枠の中で利用することができます。令和8年度から子ども・子育て支援法に基づく新たな給付（乳児等のための支援給付）として本格実施されます。

■第2期計画期間の実績

(単位：人)

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績値	—	—	—	—	—

■第3期計画の見込みと確保方策

(単位：人)

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	—	36	35	33	32
確保の方策②	—	36	35	33	32
過不足(②-①)	—	0	0	0	0

【事業実施に対する考え方】

保護者の就労状況などに関わらず、子どもの養育環境の充実に向けて、町内事業所と連携・調整し実施します。

(16) 子育て世帯訪問支援事業

【事業内容】

令和4年の児童福祉法改正に伴い新設された事業で訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぎます。

【事業実施に対する考え方】

現在、支援を必要とする家庭についてこども家庭センター職員の訪問等による相談支援を実施しております。今後は、家事・子育て等の支援についてニーズ把握をしながら必要に応じて検討していきます。

(17) 児童育成支援拠点事業

【事業内容】

令和4年の児童福祉法改正に伴い新設された事業で、養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、安全・安心な居場所の提供、生活習慣の形成、学習支援、保護者への情報提供・相談支援等を行います。

【事業実施に対する考え方】

不登校生徒など支援を必要とする家庭について、関係機関と連携しながら早期把握、早期支援に繋げていきます。当事業の実施について、支援が必要な児童の把握に努めながら必要に応じて検討していきます。

(18) 親子関係形成支援事業

【事業内容】

令和4年の児童福祉法改正に伴い新設された事業で、児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ります。

【事業実施に対する考え方】

保護者及び児童等のニーズを把握し、相談の機会等の確保に努めながら事業の実施について必要に応じて検討していきます。

(19) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

【事業内容】

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、町が定める基準に基づき、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等の全部又は一部を助成します。

【事業実施に対する考え方】

他市町村の確認を受けていない幼稚園を利用する世帯がある場合や国、県の動向を踏まえながら必要に応じて実施を検討します。

(20) 多様な事業者の参入を促進する事業

【事業内容】

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進の調査研究、多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等への設置、運営を促進します。

【事業実施に対する考え方】

計画期間中、国や県の動向を踏まえながら必要に応じて実施を検討します。

第6章 計画の推進

第6章 計画の推進

1 計画の推進体制

本計画に掲げた施策や事業を総合的に推進するため、関係機関及び関係団体との密接な連絡調整を図ります。

そして、計画の実現に向けて、行政だけではなく、家庭、地域社会、学校、保育施設、関係機関等の協力が不可欠です。地域社会と行政が役割分担を明確に行い、子育て家庭を支援していく体制づくりを進めていきます。

(1) 町の役割

町は、本計画に掲げる施策を積極的に推進するとともに、住民や企業等が子育て支援の推進に積極的に参画しうよう、情報の提供や意識の啓発に努めます。

なお、本計画は育児支援・母子保健を中心に、教育、まちづくり、就労支援など子育てに関わる幅広い分野に及んでおり、施策の総合的・計画的な実現のため、保健・医療・福祉に関わる各機関との連携体制を強化します。

(2) 家庭の役割

家庭においては、十分な愛情をもって子どもと接するとともに、人としての基本的なしつけや社会のルールを教え、次世代を担う子どもたちの健全な育成に努めることが大切です。

また、家庭生活は男女が協力して営むものであるという意識を育む必要があります。

(3) 地域の役割

地域全体が子どもや子育て中の家庭を見守り、支えるという意識のもと、声かけや地域活動への積極的な参加を通して、地域の子どもたちや母親らとのふれあいの機会を増やし、地域全体での子育て支援に取り組むことが大切です。

また、本計画の推進には、ボランティア活動をはじめとした住民活力が大きく期待されることから、住民参画の気運を高めて行くことが望まれます。

（４）教育機関の役割

18歳までの子どもが一貫した魅力的な学びが体験できるよう、積極的に地域社会とつながり地域の良さを生かした教育活動を展開していく必要があります。

また、学校だけでなく地域・家庭と一緒に、町全体で町の子どもたちを育てていく、コミュニティ・スクールを推進していきます。

（５）企業の役割

企業においては、子育て支援制度の定着を促進します。また同時に、職員一人ひとりが子育て支援の重要性を理解し、子育て中の父母が気兼ねなく制度を利用できるような職場環境づくりを進める必要があります。

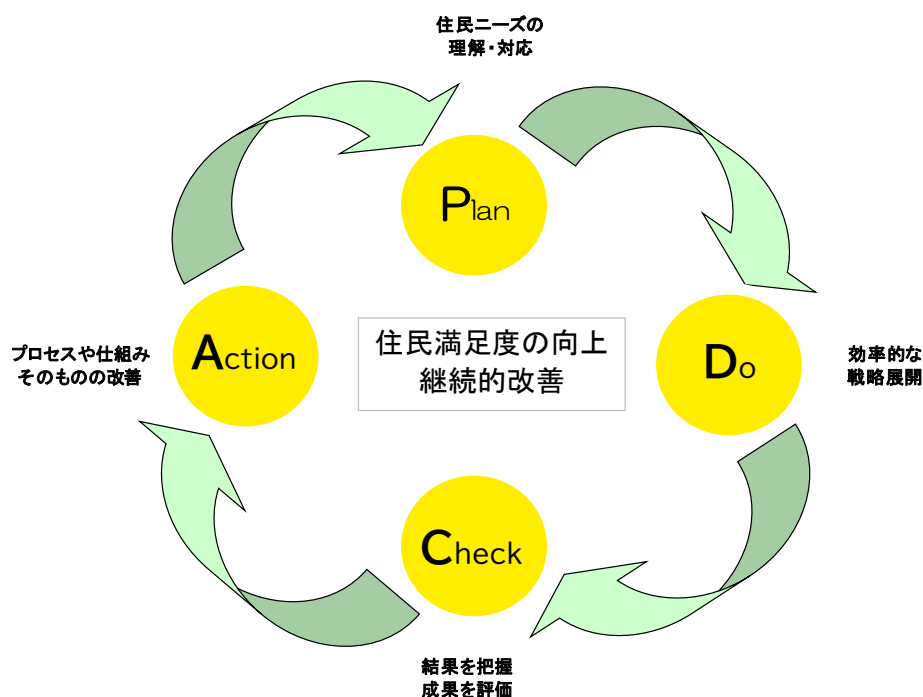
2 計画の進行管理

（１）計画の点検・評価と見直し

この計画を実効性のあるものとするため、「大槌町子ども・子育て会議」で進捗状況の確認と評価を行います。

計画の推進にあたっては、柔軟で総合的な取り組みが必要になりますので、検証した結果に基づき必要に応じて改善するとともに、見直しを行います。

また、計画は、「計画（Plan）⇒実施（Do）⇒検証評価（Check）⇒改善（Action）」のPDCAサイクルを継続的に実施していくことで、目標の達成を目指します。



資料編

資料編

1 大槌町子ども・子育て会議設置条例

○大槌町子ども・子育て会議設置条例

平成25年9月20日

条例第26号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第72条第1項の規定に基づき、同項の合議制の機関として、大槌町子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、法第72条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が任命する。

- (1) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 法第6条第2項に規定する保護者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者

3 委員は、非常勤とする。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会長は、子ども・子育て会議の会議を招集する。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の聴収)

第7条 会長は、子ども・子育て会議において必要があると認めるときは、関係者に対し、会議への出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、健康福祉課において処理する。

一部改正〔平成30年条例33号・令和3年5号〕

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

2 大槌町子ども・子育て会議委員名簿

敬称略

No.	分野	団体名	役職	氏名	備考
1	学識経験者	大槌町教育委員会	委員代表	谷藤 怜美	会長
2	学識経験者	大槌町小中学校校長会	会長	松村 厳寿	
3	支援団体	大槌町主任児童委員	委員代表	大萱生 都	副会長
4	支援団体	大槌町社会福祉協議会	事務局長	中村 一弘	
5	支援団体	大槌商工会	事務局長	村田 仁	
6	事業従事者	みどり幼稚園	園長	佐々木 栄光	
7	事業従事者	つつみこども園	園長	芳賀 カンナ	
8	事業従事者	一般社団法人 えがお	代表	松崎 大幸	
9	事業従事者	放課後子供教室	支援員	松村 美代子	
10	事業従事者	こどもデイサービス ぽこあぽこ	所長	東梅 麻奈美	
11	保護者	ももの会 (障がい児 親の会)	代表	東梅 康悦	
12	保護者	吉里吉里保育園保護者会	会長	浦田 大輔	
13	保護者	大槌町 PTA 連合会	会長	芳賀 光	

3 計画の策定経過

実施日・開催日	会議の名称等	内容
令和5年12月 ～令和6年3月	子ども・子育て支援事業 計画に関するニーズ調査	[対象]小学校6年生までの子を持つ保護者 [方法]郵送、小学校を通じて配布・回収
令和6年8月8日	第1回大槌町子ども・子 育て会議	(1) 第3期大槌町子ども・子育て支援事業計画の策定について (2) 大槌町教育教育大綱の改訂について
令和6年10月2日	第2回大槌町子ども・子 育て会議	(1) 第2期計画の振り返りと第3期計画策定に向けた主な変更 点等について (2) 第3期計画の骨子案について
令和6年11月27日	第3回大槌町子ども・子 育て会議	(1) 第3期計画の中間案について (2) 大槌町教育大綱の素案について
令和6年12月23日 ～令和7年1月14日	パブリックコメント (意見募集)の実施	意見なし
令和7年1月29日	第4回大槌町子ども・子 育て会議	(1) 第3期計画の最終案について
令和7年2月20日	大槌町議会全員協議会	計画最終案を報告
令和7年2月27日 ～令和7年3月14日	大槌町議会3月定例会	計画策定を報告

第3期大槌町子ども・子育て支援事業計画

発 行	大 槌 町 令和7年3月
編 集	大槌町 健康福祉課
	大槌町 こども家庭センター
	〒028-1192
	岩手県上閉伊郡大槌町上町1番3号
	T E L 0193-42-8715
	F a x 0193-42-4314

